

第4章 消防用設備等の技術基準

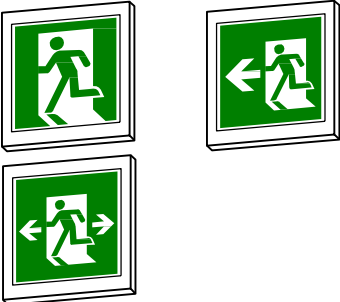
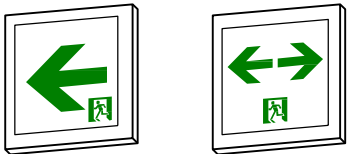
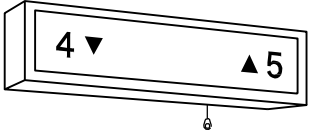
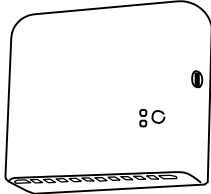
【 第17 誘導灯 】

第17 誘導灯

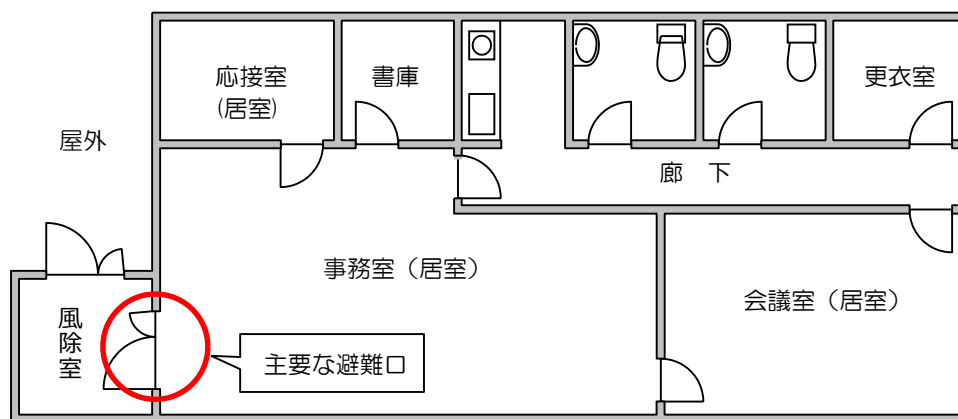
1 用語の定義

- (1) 誘導灯とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいう。（第17－1表参照）

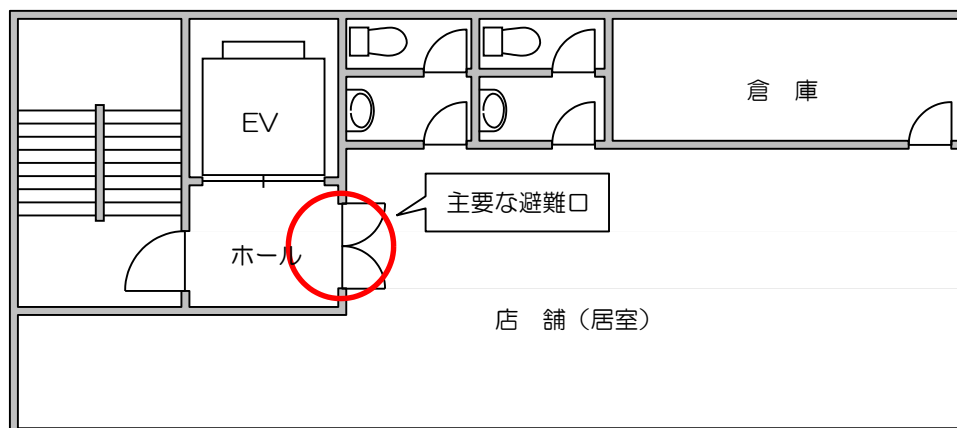
第17－1表

種 類		定 義	姿 図
避難口誘導灯		避難口を明示するために設ける誘導灯をいう。	
通路誘導灯	通路誘導灯	避難経路となる廊下等、居室内の避難経路及び展開した場所に設ける誘導灯で、避難の方向を明示し、避難上有効な照度を与えるものをいう。	
	階段通路誘導灯	避難経路となる階段及び傾斜路に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	
客席誘導灯		客席の通路部分に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	

- (2) 省令第28条の2に規定する「居室」とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (3) 「廊下等」とは、避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。
- (4) 「避難施設」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (5) 省令第28条の2第1項第1号に規定する「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。
- ア 避難階
屋内から直接地上に通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
（第17-1図参照）
- イ 避難階以外の階
直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
（第17-2図参照）



第17-1図

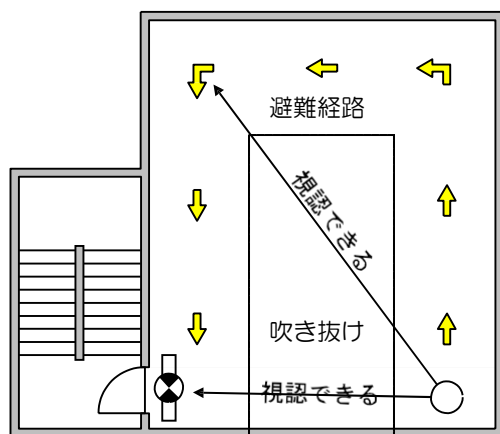


第17-2図

- (6) 省令第28条の2に規定する「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること。（第17-3図参照）

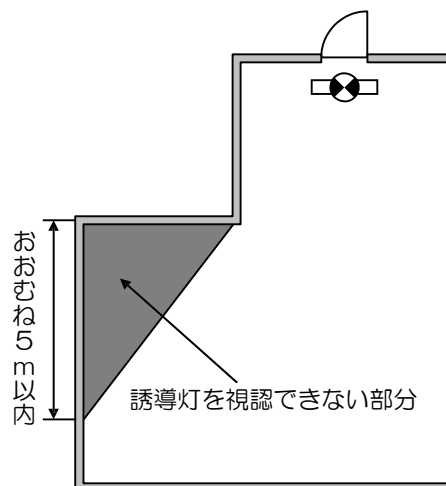
ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとみなす。（第17-4図参照）

（吹き抜け等がある場合）



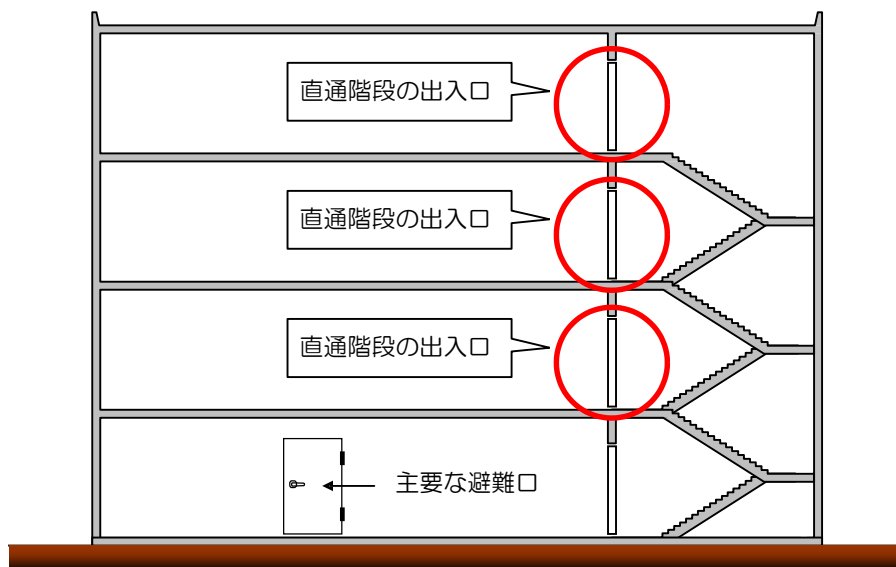
第17-3図

（死角がある場合）



第17-4図

- (7) 省令第28条の3第3項第1号口に定める「直通階段の出入口」とは、地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその附室の出入口をいう。（第17-5図参照）



第17-5図

- (8) 省令第28条の2第2項第4号及び省令第28条の3第3項第1号二に規定する「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合していること。

2 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分について

政令第26条第1項ただし書きの規定による誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分については、次によること。

(1) 主要な避難口の部分

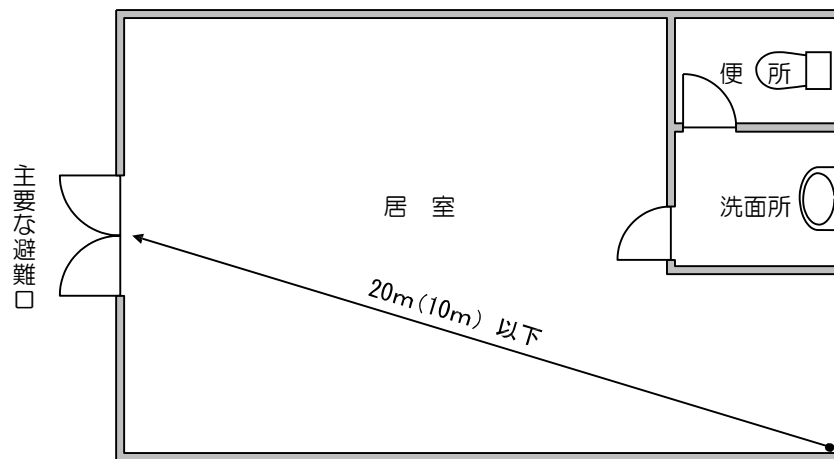
主要な避難口に係る誘導灯の設置免除は、省令第28条の2第1項第1号及び第2項第1号の規定によるほか、次によること。

ア 設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。

イ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。（第17-6図参照）

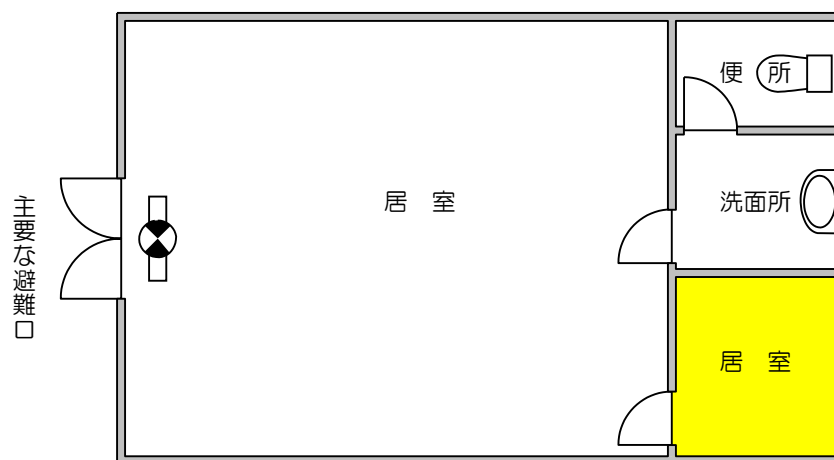
また、省令第28条の2第1項の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

（容易に見とおし、かつ、識別することができる階の例）



（ ）避難階以外の階

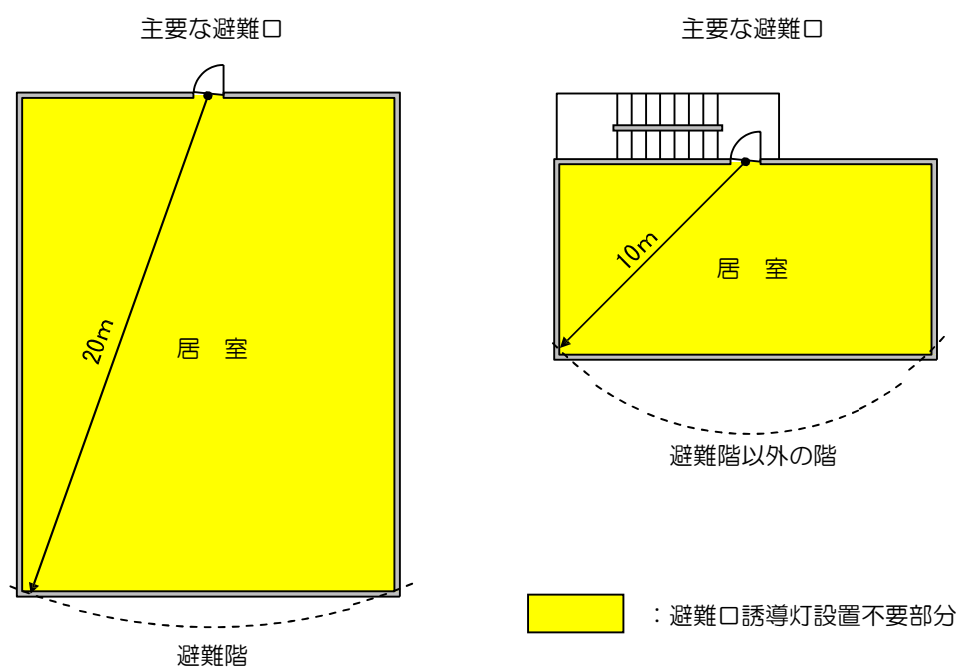
（容易に見とおし、かつ、識別することができない階の例）



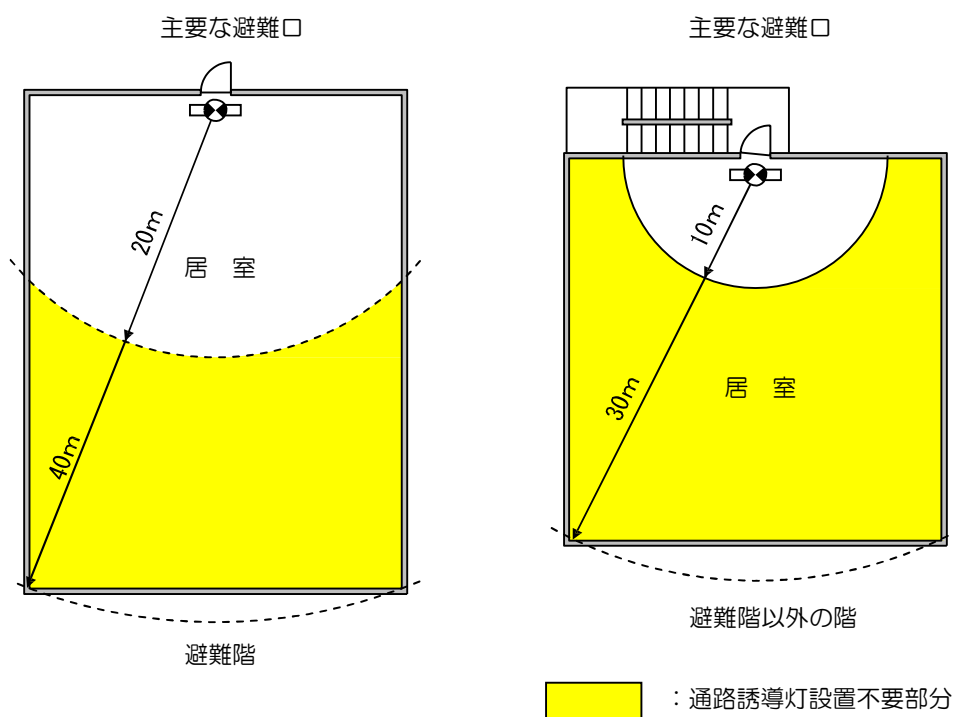
第17-6図

ウ 主要な避難口の部分に係る誘導灯の免除要件は、第17ー7図の例によること。

(省令第28条の2第1項第1号関係)



(省令第28条の2第2項第1号関係)



第17ー7図

(2) 小規模な路面店等

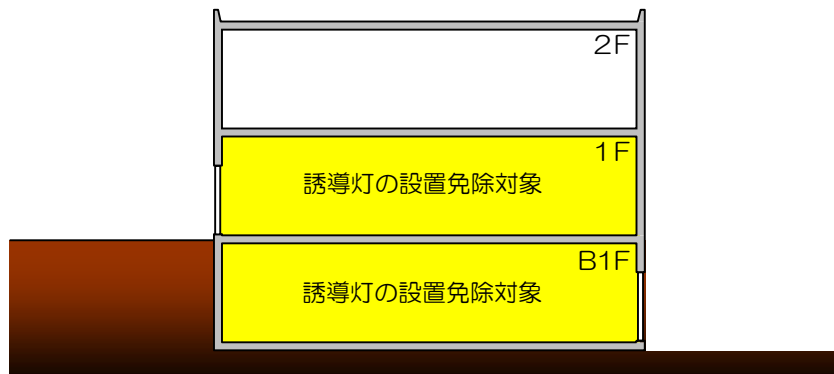
避難が容易な居室における誘導灯の設置免除は、省令第28条の2第1項第3号及び第2項第2号の規定によるほか、次によること。

ア 誘導灯の設置免除の適用単位は「居室」であり、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば免除対象となるものであること。（第17－8図参照）

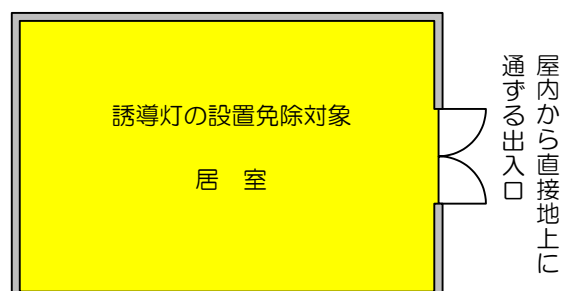
（誘導灯の設置免除の対象となる居室）



（地階に存する居室における誘導灯の設置免除の対象となる例）



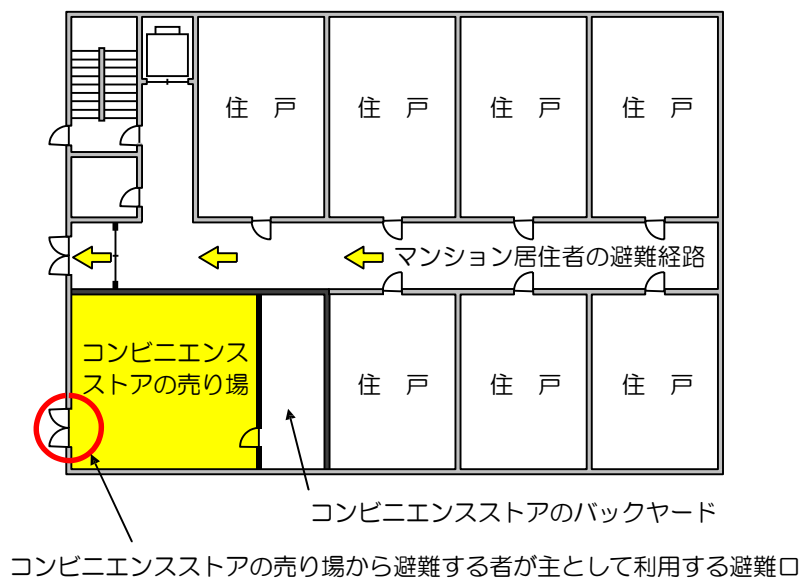
（地下1階平面図）



（注）地下1階以外の居室に存する者が避難に利用する階段がないこと。

第17－8図

イ 省令第28条の2第1項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること。（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）（第17－9図参照）



第17－9図

ウ 前イの避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15mとなる場合において、避難上有効な視認性を確保するためには、次式により求めた値を目安として、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

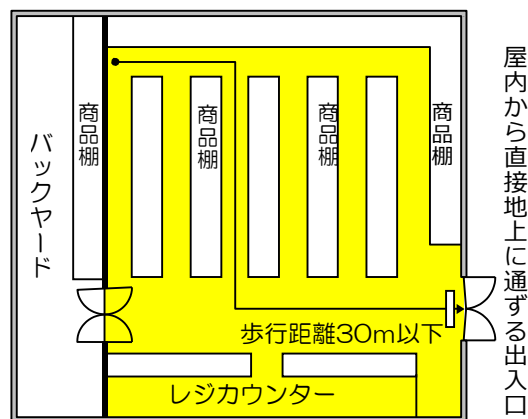
$$D \leq 150 \times h$$

D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離（m）

h：蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（m）

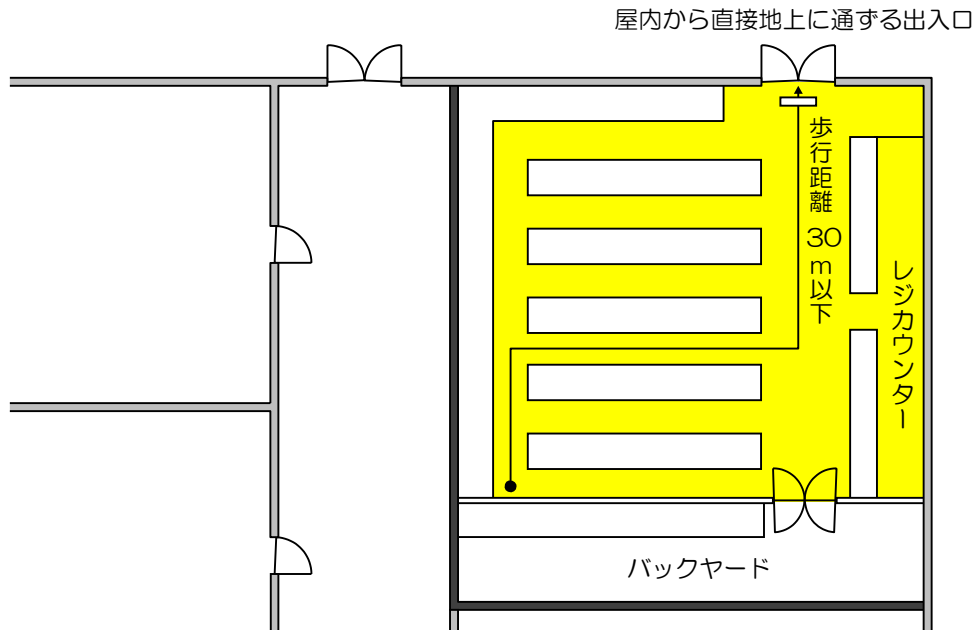
エ 当該対象物における高輝度蓄光式誘導標識の設置は、第17－10図の例によること。

（単独建屋の場合）



□：高輝度蓄光式誘導標識

(防火対象物の一部に当該居室が存する場合)



(注)他の部分の避難経路は独立

— : 高輝度蓄光式誘導標識

第17-10図

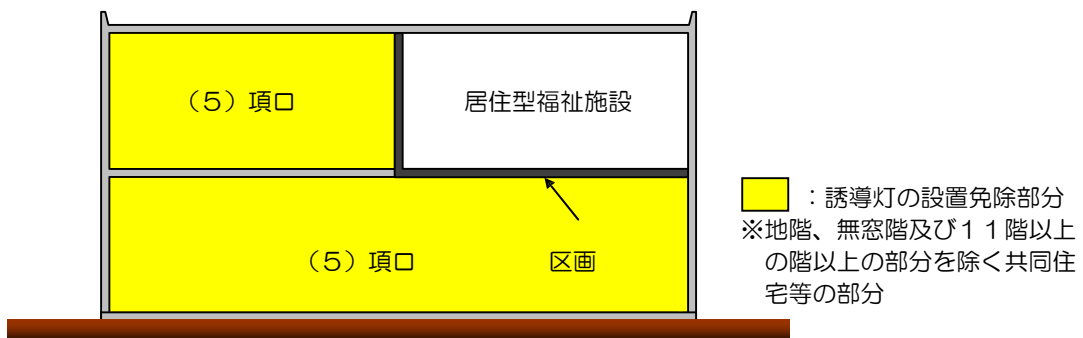
オ 高輝度蓄光式誘導標識は、第17の2誘導標識3によること。

(3) 複合型居住施設

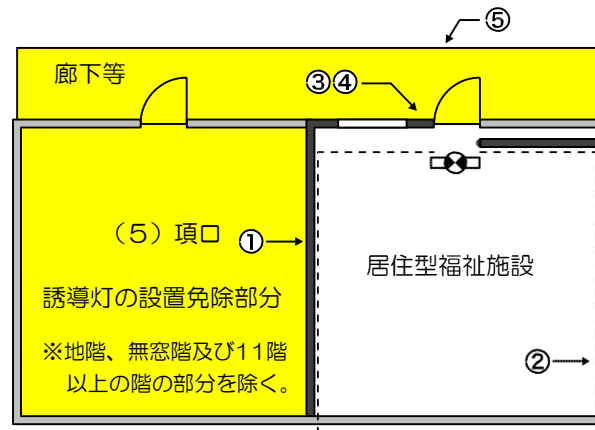
政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(5)項口並びに(6)項口及び(6)項ハに掲げる防火対象物(同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)並びに共同生活介護及び共同生活援助を行う施設(障害者ケアホーム・グループホーム)に限る。以下この項において「居住型福祉施設」という。)の用途以外の用途に供される部分が存しない防火対象物(以下この項において「複合型居住施設」という。)における誘導灯の設置免除は、次によること。

ア 省令第28条の2第1項第4号の規定する区画は、第17-11図の例によること。

(複合型居住施設の例)



(区画の例)



- ① 準耐火構造（3階以上の場合は耐火構造）で区画する。
- ② 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料とする。
- ③ 防火戸（3階以上の場合は特定防火設備である防火戸）を設置する。
- ④ 開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下
- ⑤ 直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができること。

第17-11図

(4) 階段又は傾斜路

非常用の照明装置が設けられ、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができること。

なお、次に定める防火対象物の階段及び傾斜路並びに直通階段に設ける階段通路誘導灯を非常用の照明装置で代替する場合にあっては、その予備電源を60分間作動できる容量以上とすること。

ただし、第17の2誘導標識3により高輝度蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられている非常用の照明装置にあっては、その予備電源は30分間作動できる容量以上のものであれば足りる。

ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの

(ア) 延べ面積50,000㎡以上

(イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積30,000㎡以上

イ 政令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000㎡以上であるもの

ウ 令別表第1(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表第1(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長が避難上必要があると認めて指定したもの

3 誘導灯の有効範囲

誘導灯の有効範囲は、省令第28条の3第2項に規定によるほか、次によること。

- (1) 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次のア又はイに定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

ア 省令第28条の3第2項第1号表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離なお、当該距離については、A級にあっては縦寸法0.4m、B級にあっては0.2m、C級にあっては0.1mを基本に定められたものであること。（第16-2表参照）

第17-2表

区 分			距離 (m)
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級（注）		15
通路誘導灯	A級		20
	B級		15
	C級		10

（注） 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと。

（「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年3月消防庁告示第2号。以下この項において「告示」という。）第5第1号(6)イただし書）

イ 省令第28条の3第2項第2号の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

D：歩行距離（m）

h：避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（m）

k：次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区 分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

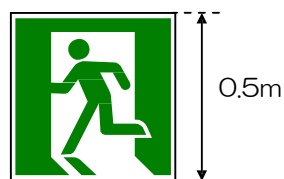
（算定例）

区 分：避難口誘導灯A級（避難の方向を示すシンボルなし）

表示面縦寸法：0.5m

$$k \times h = D$$

$$150 \times 0.5 = 75\text{m}$$



(2) 省令第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」とは、次の場合が該当すること。（第17-12図参照）

ア 壁面があり陰になる部分がある場合

ただし、人が若干移動（おおむね歩行距離5m以内）することにより、誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別できる場合を除く。

イ 階段により階数が変わる場合

ウ 0.4m以上のはり、又は防煙たれ壁がある場合

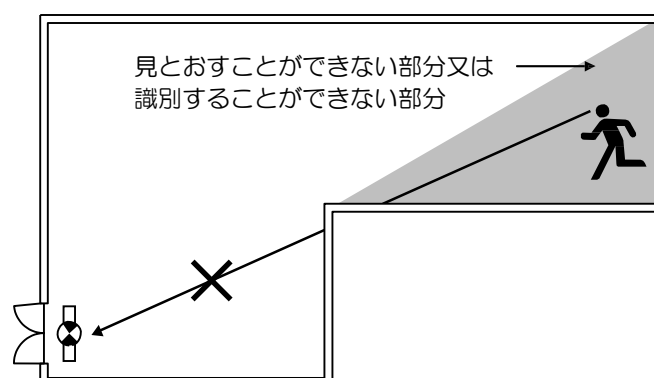
なお、吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとする。

エ 一定以上の高さのパーテーション、ショーケース、棚、又は可動間仕切がある場合

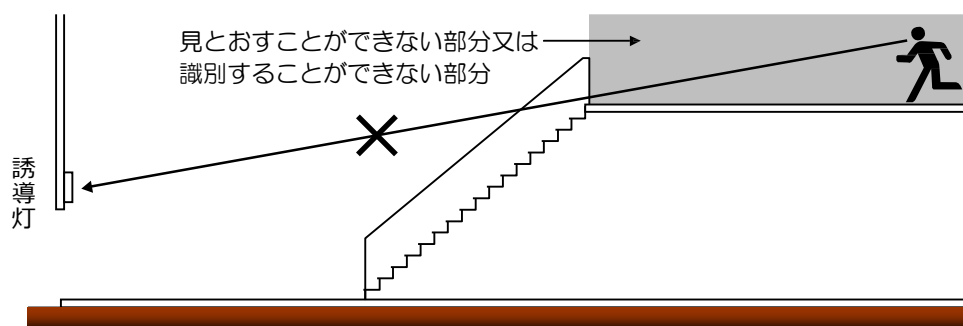
なお、一定以上の高さとは通常1.5m程度とし、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。

オ 吊広告、垂れ幕がある場合

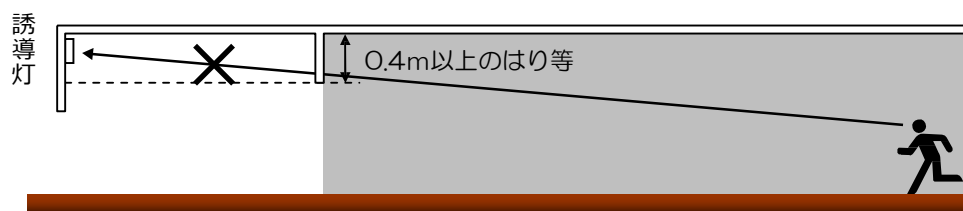
(壁面があり陰になる部分がある場合の例)



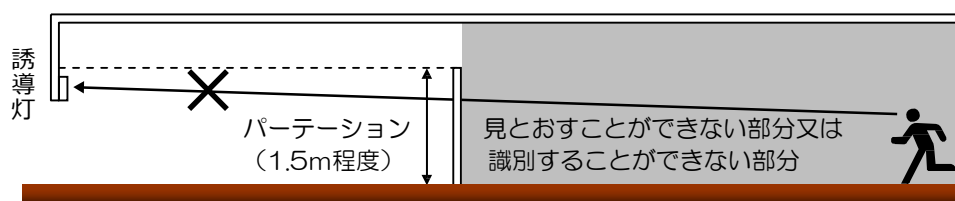
(階段により階数がわかる場合の例)



(0.4m以上のはりがある場合の例)



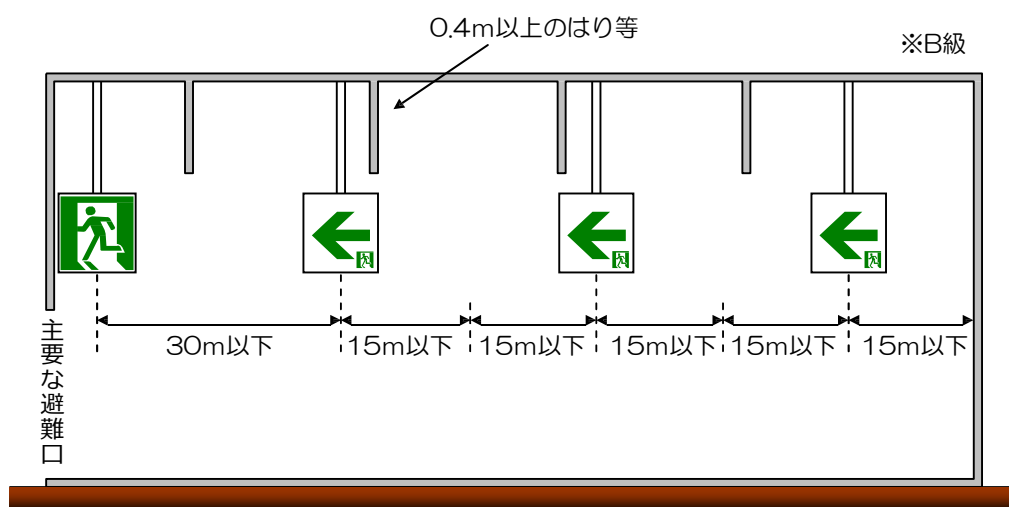
(一定以上の高さのパーテーションがある場合の例)



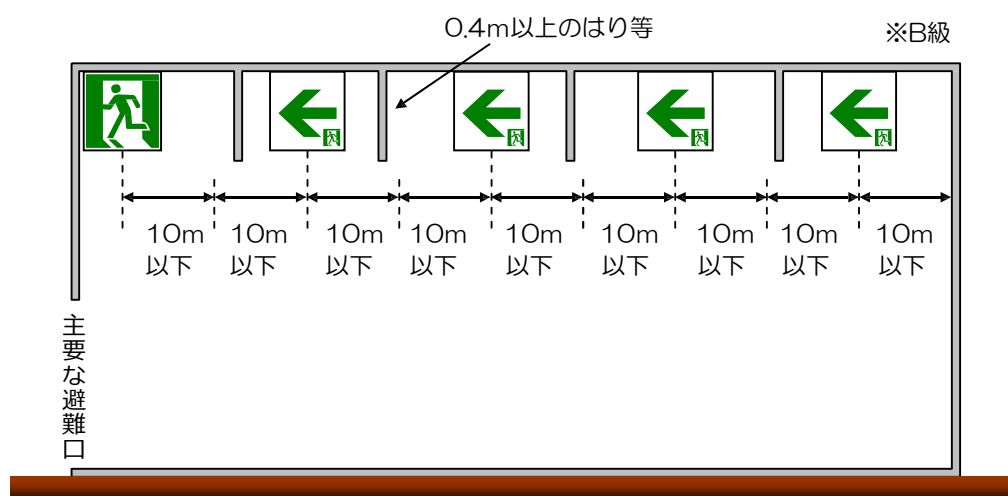
第17-12図

- (3) 省令第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲」とは、第17－13図の例によること。

(誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別することができる場合の例)



(誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができる場合の例)



第17－13図

- (4) 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばないものであること。

4 誘導灯の機器

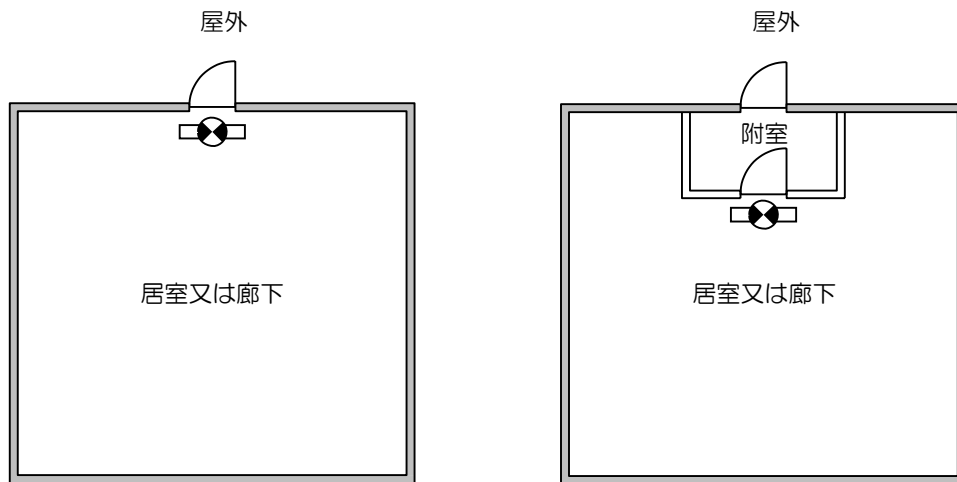
省令第28条の3第6項に規定する誘導灯は、認定品とすること。

5 避難口誘導灯

避難口誘導灯は、省令第28条の3第3項第1号及び告示の規定によるほか、次によること。

(1) 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

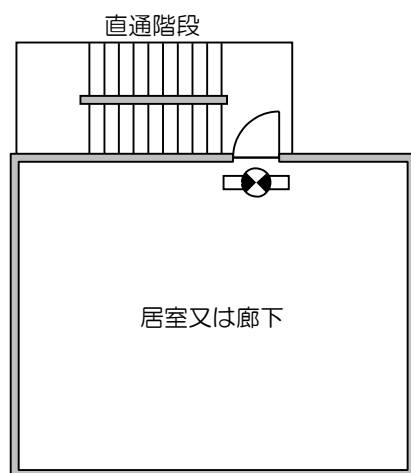
ア 省令第28条の3第3項第1号イに規定する「屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては当該附室の出入口）」は、第17-14図の例によること。



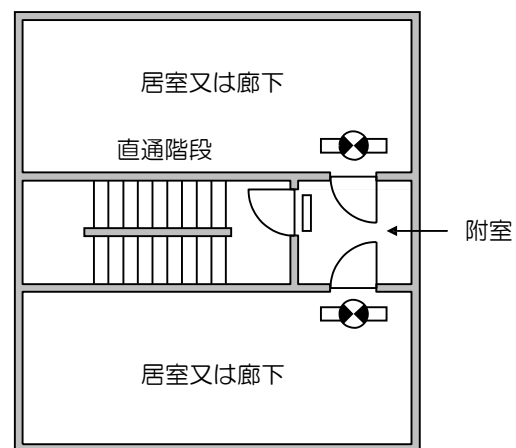
第17-14図

イ 省令第28条の3第3項第1号ロに規定する「直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）」は、第17-15図の例によること。

なお、附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識の設置すること。（第17-16図参照）



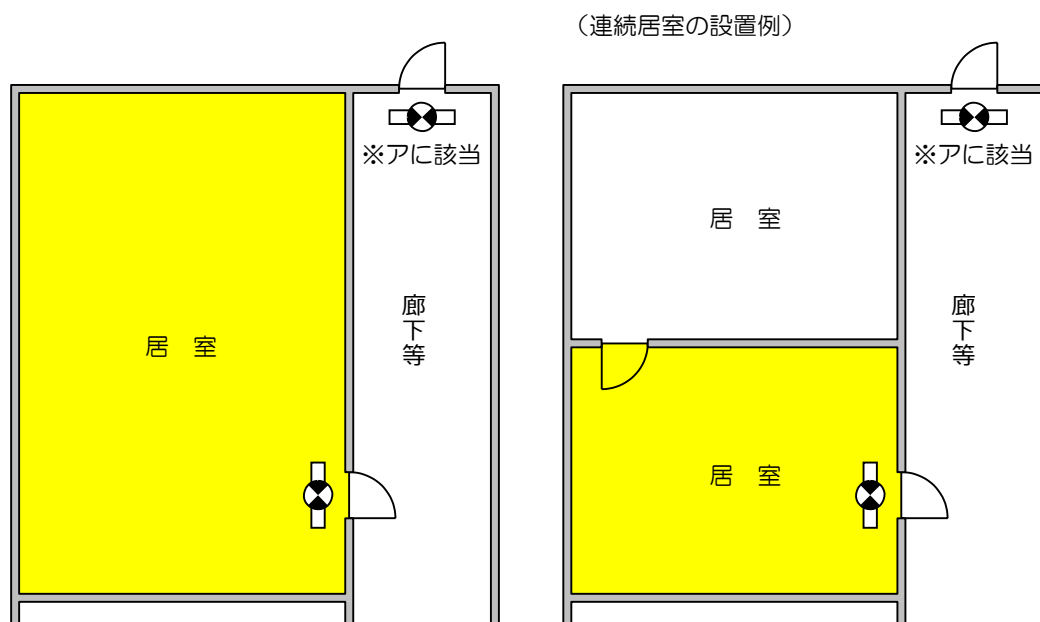
第17-15図



— : 誘導標識

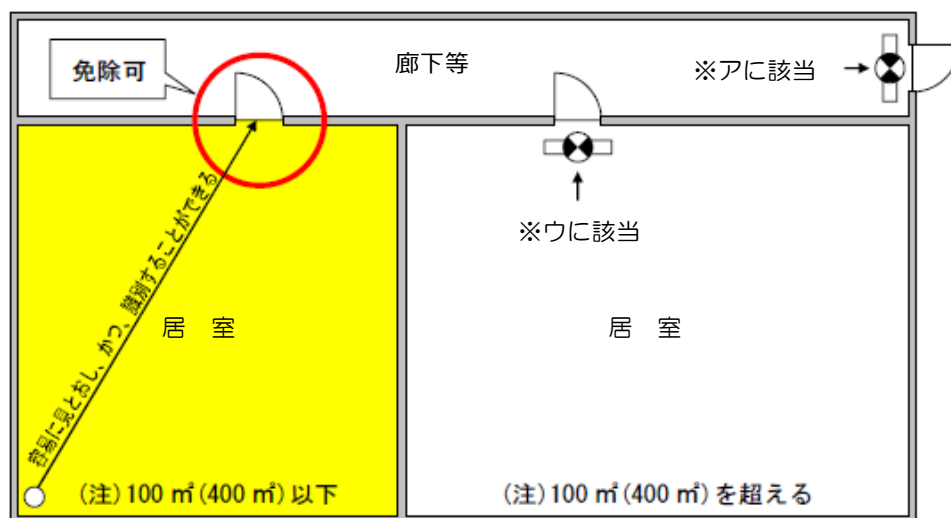
第17-16図

ウ 省令第28条の3第3項第1号ハに規定する「イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口」は、第17-17図の例によること。



第17-17図

エ 省令第28条の3第3項第1号ハに規定する「避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）」は、第17-18図の例によること。

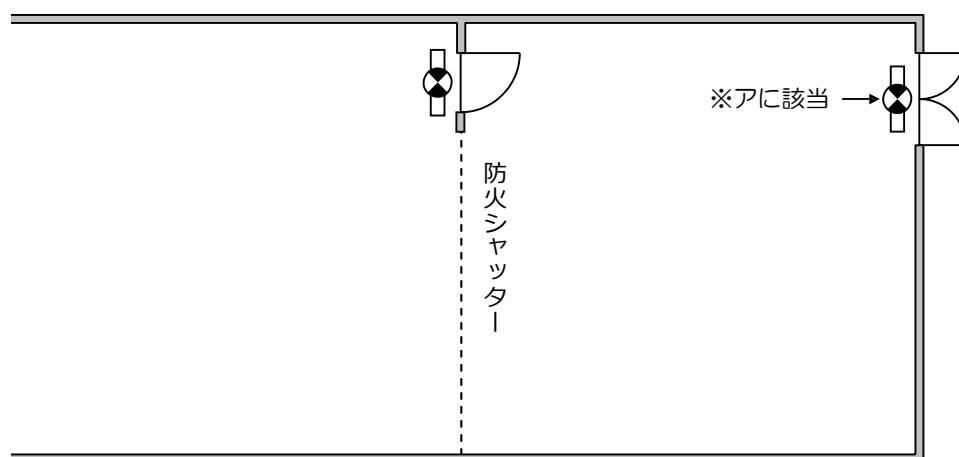


(注) 「消防庁長官が定める居室の出入口」とは、居室の室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とらし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下をいう。

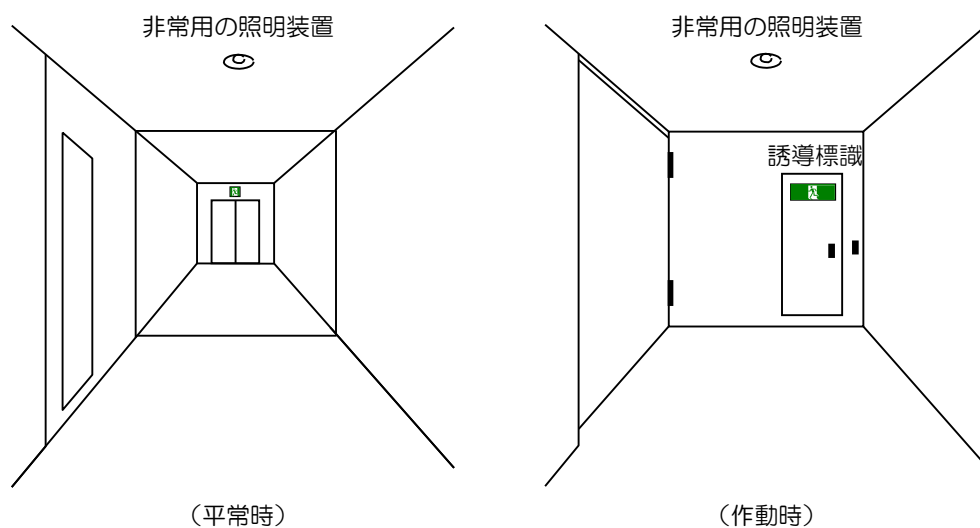
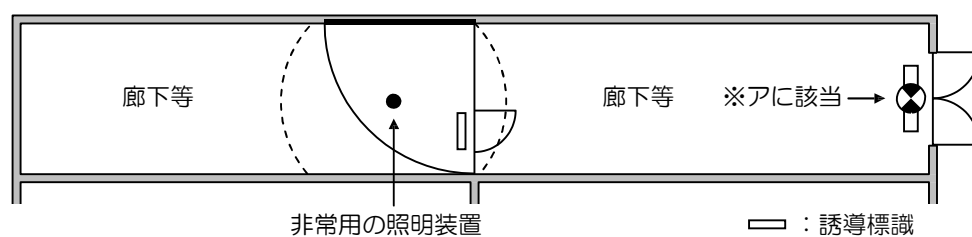
第17-18図

オ 省令第28条の3第3項第1号二に規定する「避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）」は、第17－19図の例によること。

（くぐり戸付きの防火シャッターの場合の例）



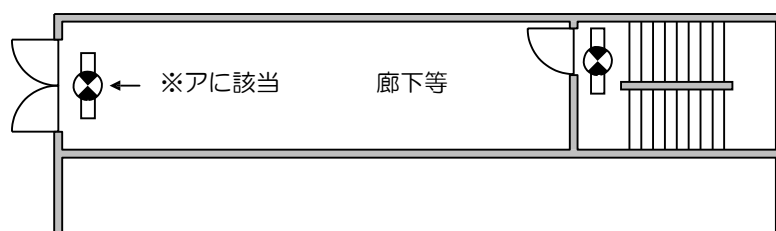
（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸の場合の例）



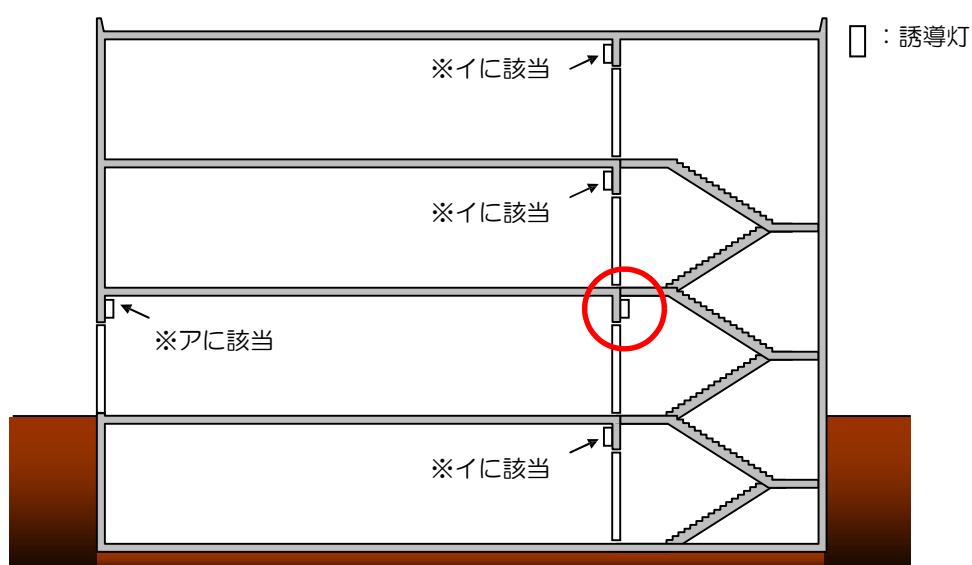
第17－19図

カ 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口（避難経路となるものに限る。）（第17-20図参照）

（避難階 平面図）



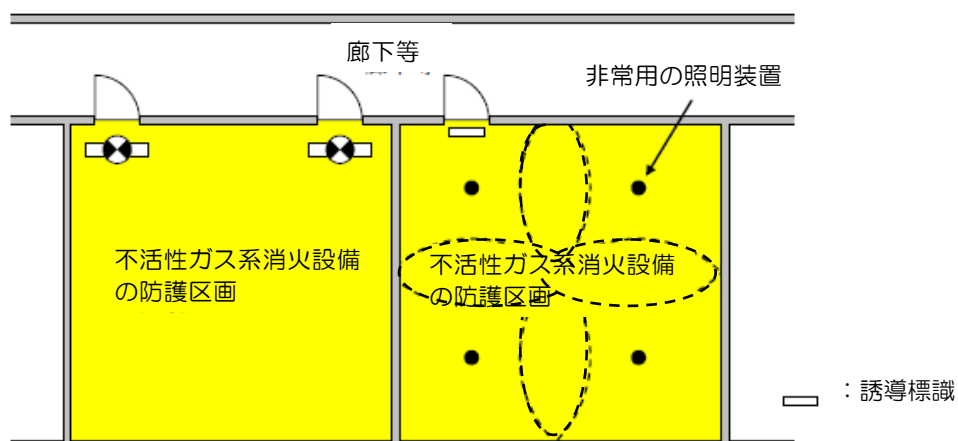
（立面図）



第17-20図

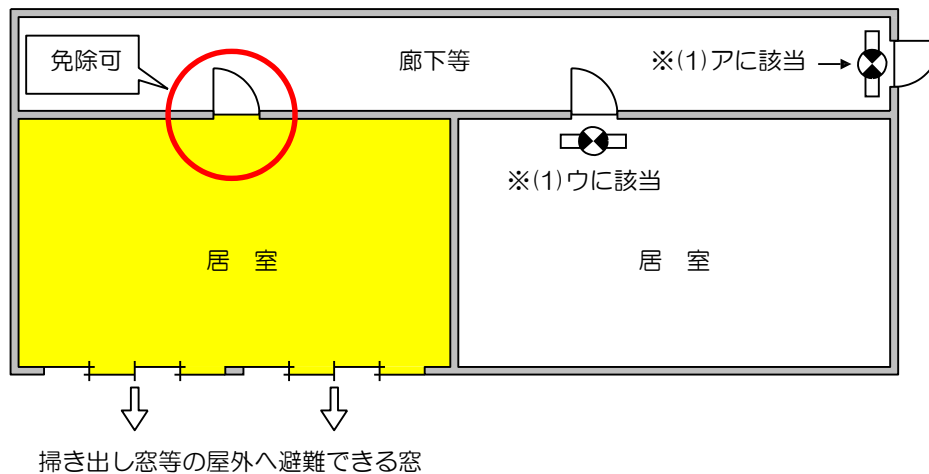
キ 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。（第17-21図参照）

ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。



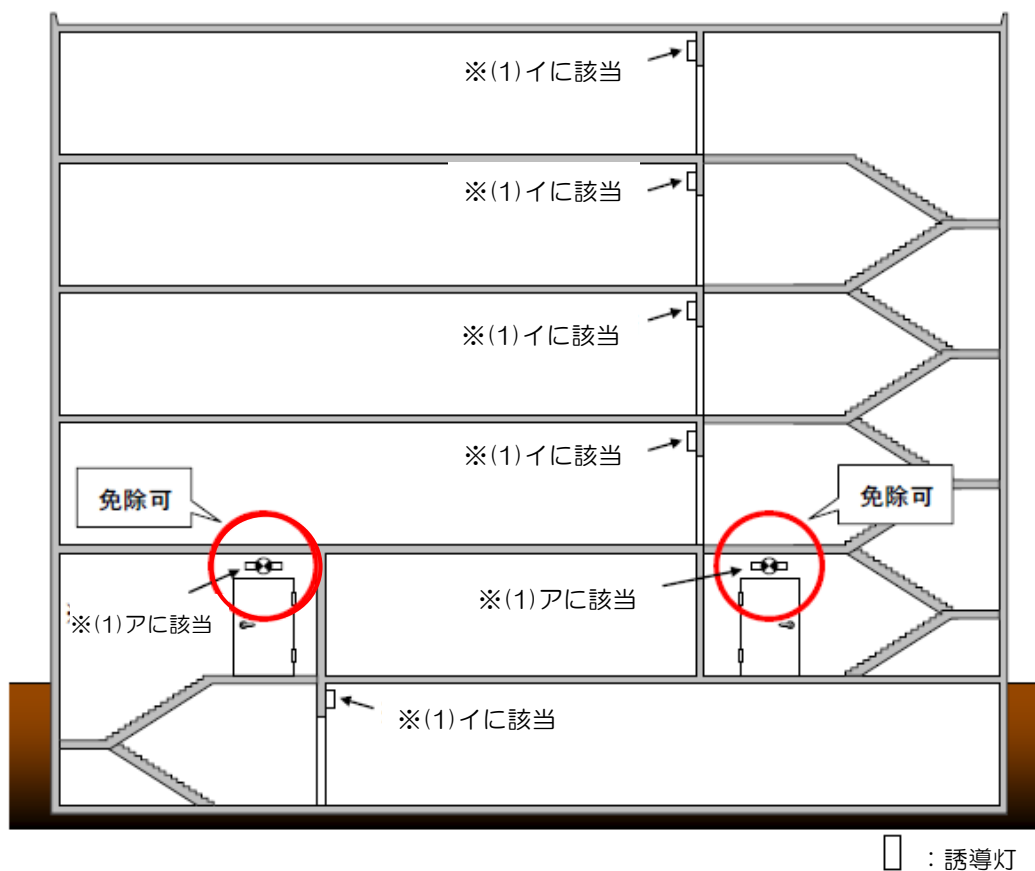
第17-21図

- (2) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用して避難口誘導灯の設置を免除することができる。◆
- ア 防火対象物の避難階で、居室の窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口（第17-22図参照）



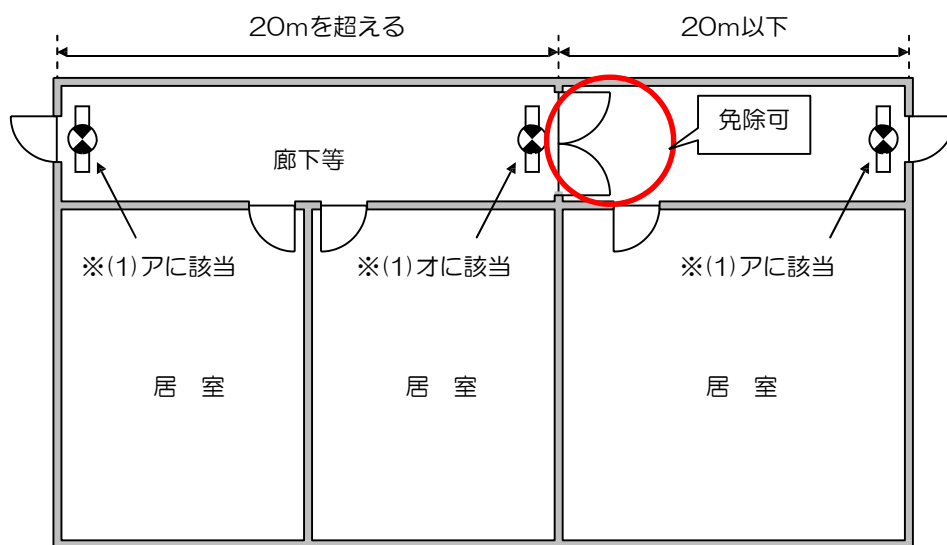
第17-22図

- イ 直通階段等からの最終避難口で、直接地上に出られることが判断できる場合（第17-23図参照）



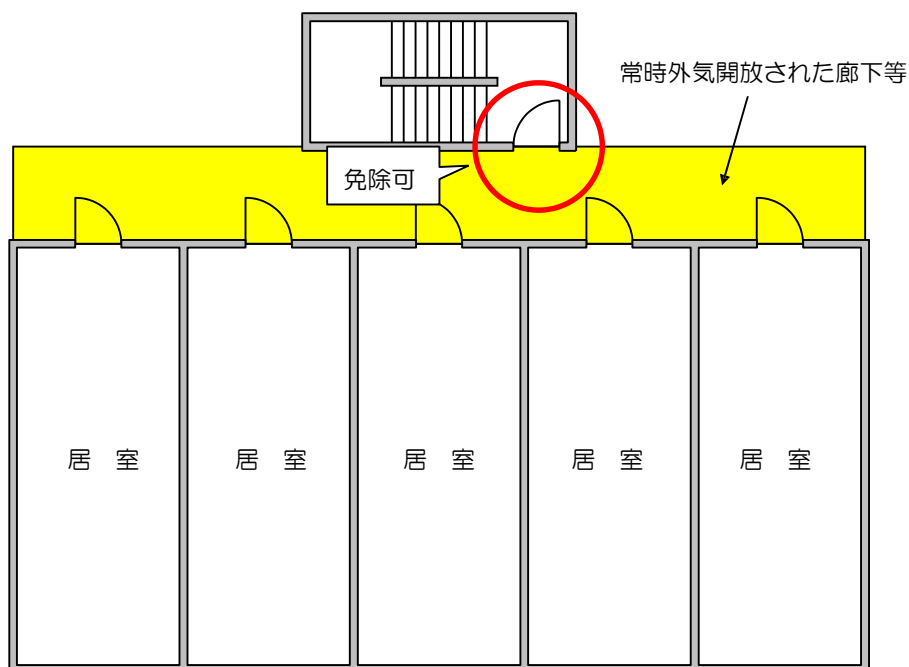
第17-23図

ウ 省令第28条の3第3項第1号二に定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別することができるものでその歩行距離が20m以下となる部分(第17-24図参照)



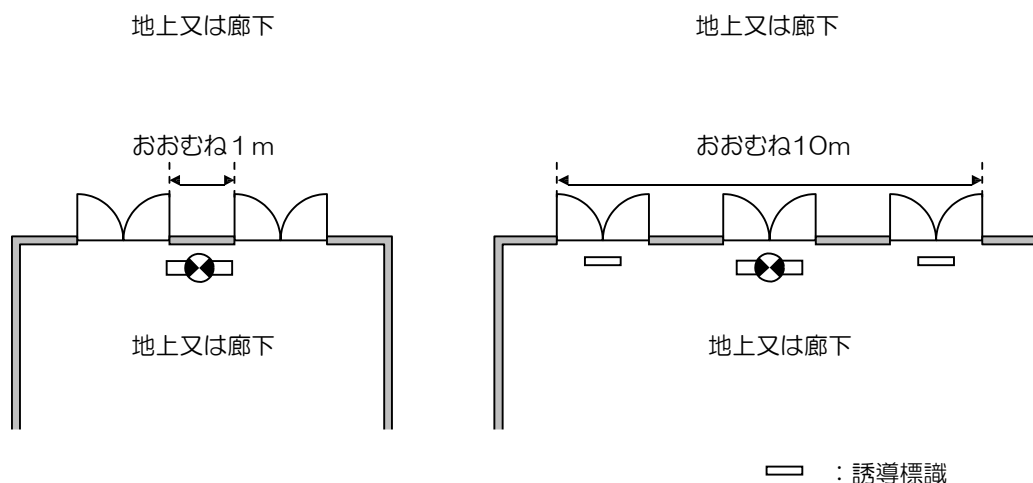
第17-24図

エ 政令別表第1(5)項ロ((16)項に掲げる防火対象物の当該用途部分を含む。)に掲げる防火対象物のうち、省令第28条の3第3項第1号イ及びロに規定する避難口のうち、廊下等が常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない出入口(第17-25図参照)



第17-25図

- オ 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分
- カ 避難口が接近して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（第17-26図参照）
- この場合、他の避難口には蓄光式誘導標識を設置すること。

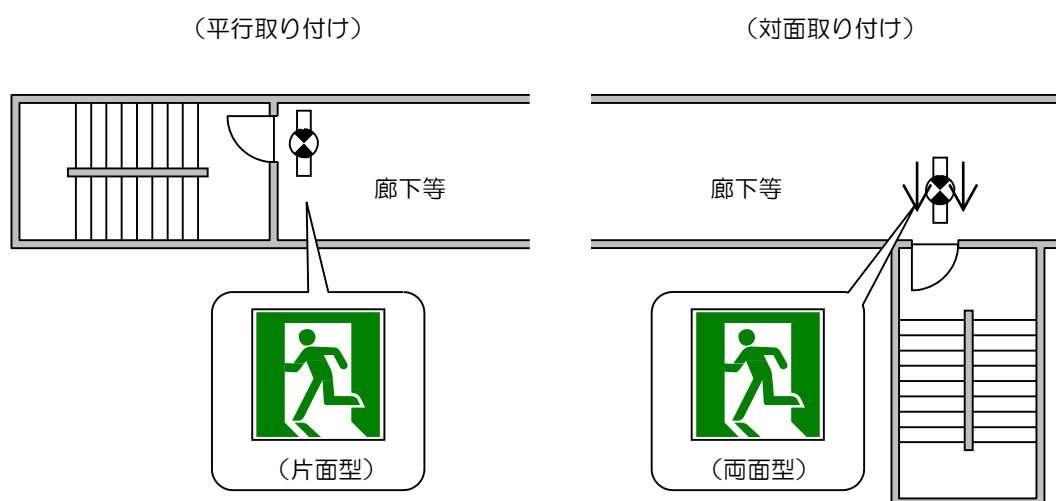


第17-26図

- キ 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物のうち屋外観覧場で部分的に客席が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導体制が確立されている場合における観覧席からの出口部分
- ただし、夜間に使用する場合を除く。

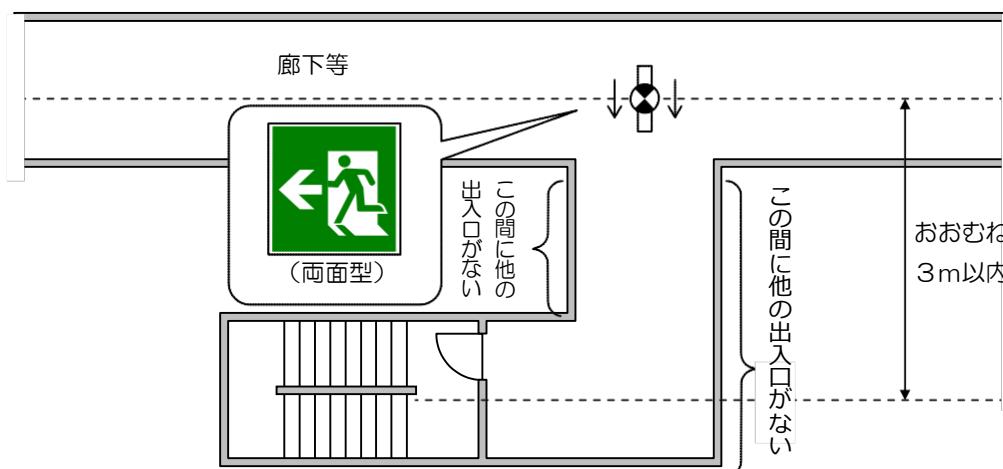
(3) 設置要領

- ア 表示面は多数の目にふれ易い位置に設置すること。（第17-27図参照）



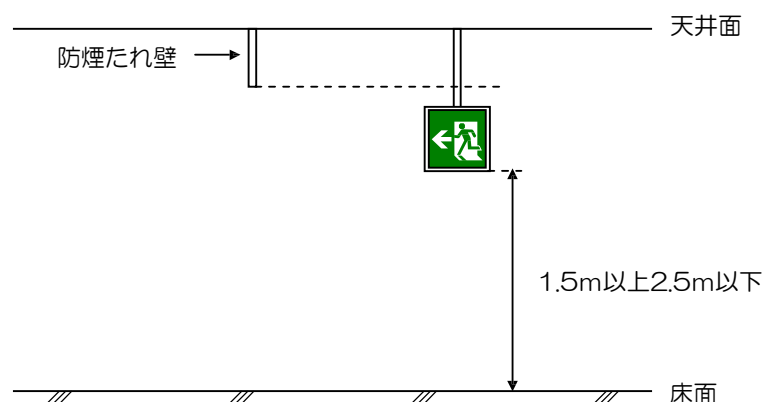
第17-27図

- イ 廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、矢印付のものを設置すること。
 (第17-28図参照)



第17-28図

- ウ 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
 (ア) ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯下面までの高さが1.5m以上 2.5m以下となるように設置すること。
 ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とることができる場合にあっては、これらによらないことができる。
 (イ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること。(第17-29図参照)



第17-29図

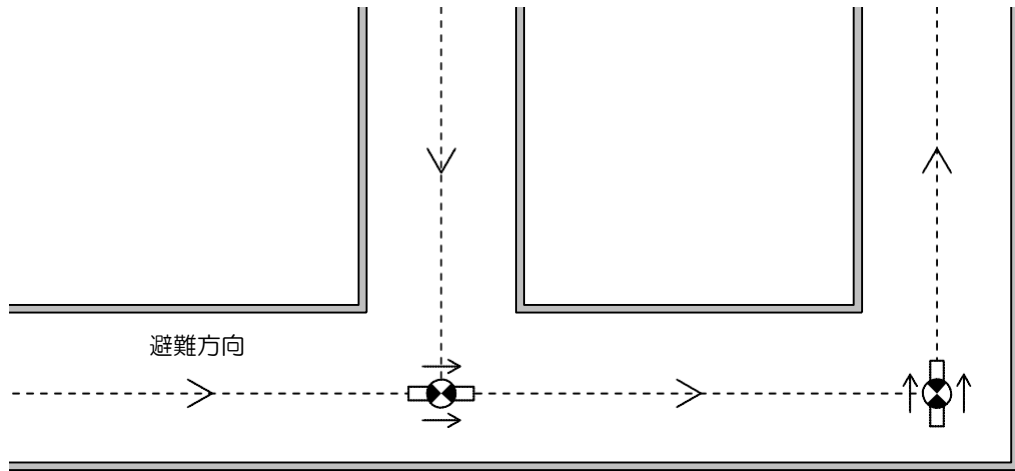
- エ 省令第28条の3第4項第3号に掲げる部分で、誘導灯の区分がA級、BH級(表示面の明るさが20cd(カンデラ)以上のもの)を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、当該防火対象物の関係者のみを使用する場所にあっては、政令第32条の規定を適用してBL級(表示面の明るさが20cd未満のもの)又はC級とすることができる。◆
 オ 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
 カ 誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止すること。
 キ 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。

6 通路誘導灯

省令第28条の3第3項第2号及び告示の規定によるほか、次によること。

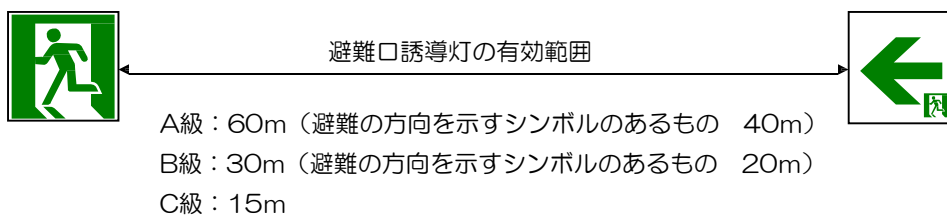
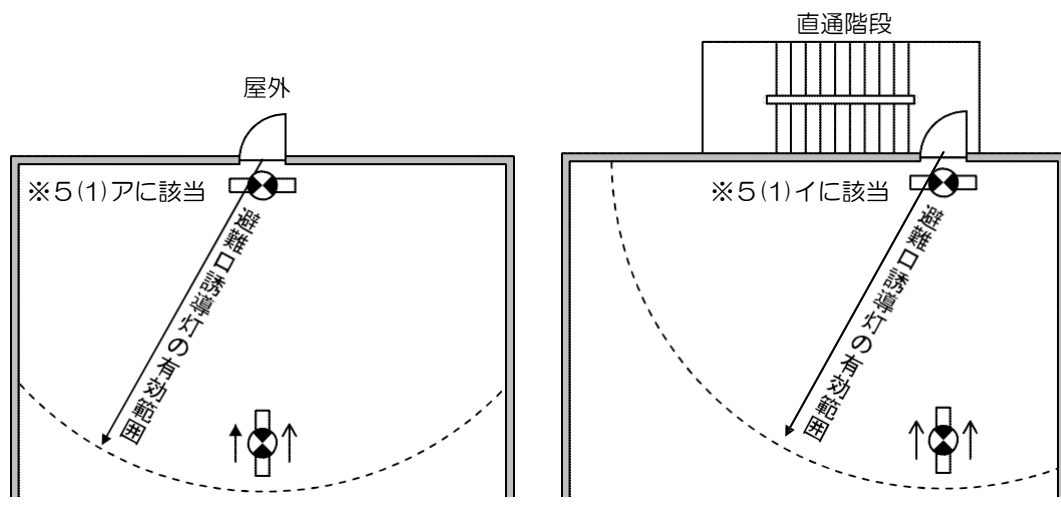
(1) 通路誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

ア 省令第28条の3第3項第2号イに規定する「曲がり角」は、第17-30図の例によること。



第17-30図

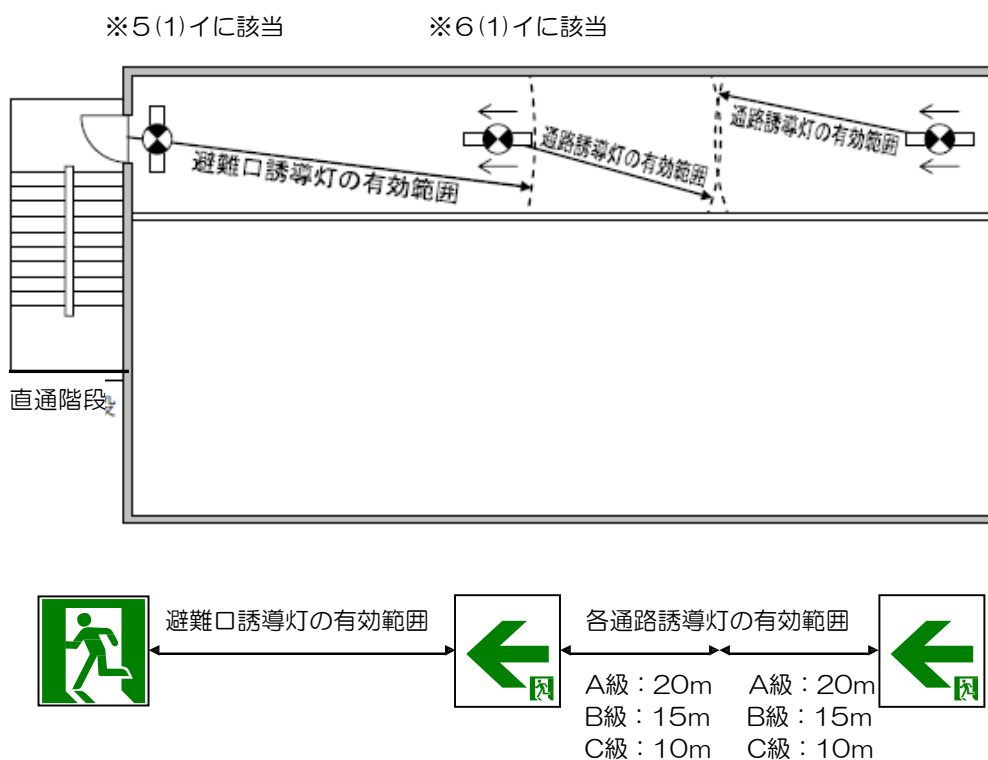
イ 省令第28条の3第3項第2号ロに規定する「前号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所」は、第17-31図の例によること。



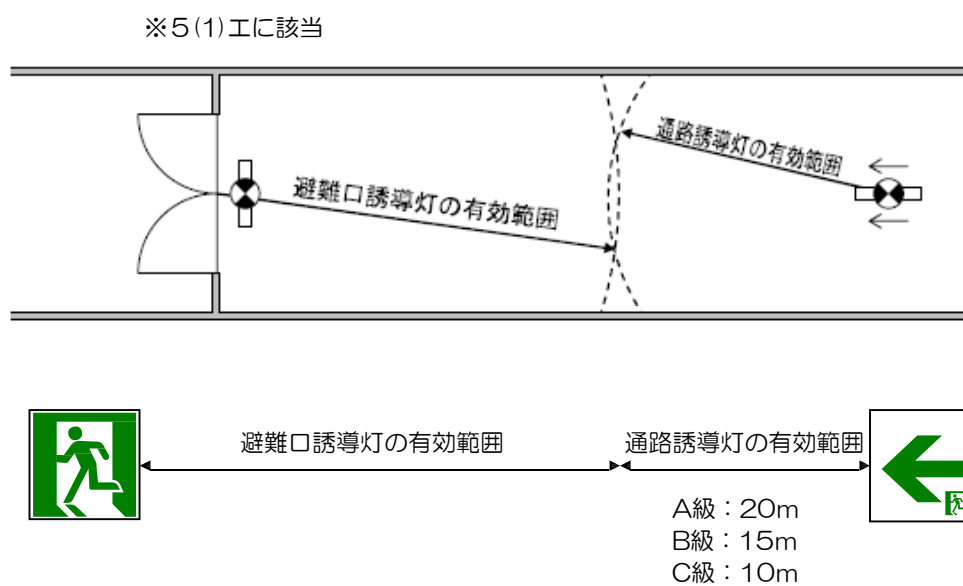
第17-31図

ウ 省令第28条の3第3項第2号ハに規定する「廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所」は、第17－32図の例によること。

（廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置）



（避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置）



第17－32図

(2) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用して通路誘導灯の設置を免除することができる。◆

- ア 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等
- イ 政令別表第1(6)項二((16)項イに掲げる防火対象物の当該用途部分を含む。)に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる廊下等
- ウ 常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない廊下等
- エ 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
- オ 客席誘導灯を設けた居室内
- カ 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
- キ 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

(3) 設置要領

ア 省令第28条の3第4項第3号に掲げる部分で、誘導灯の区分がA級又はBH級(表示面の明るさが25cd以上のもの)を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、政令第32条の規定を適用してBL級(表示面の明るさが25cd未満のもの)又はC級とすることができる。◆

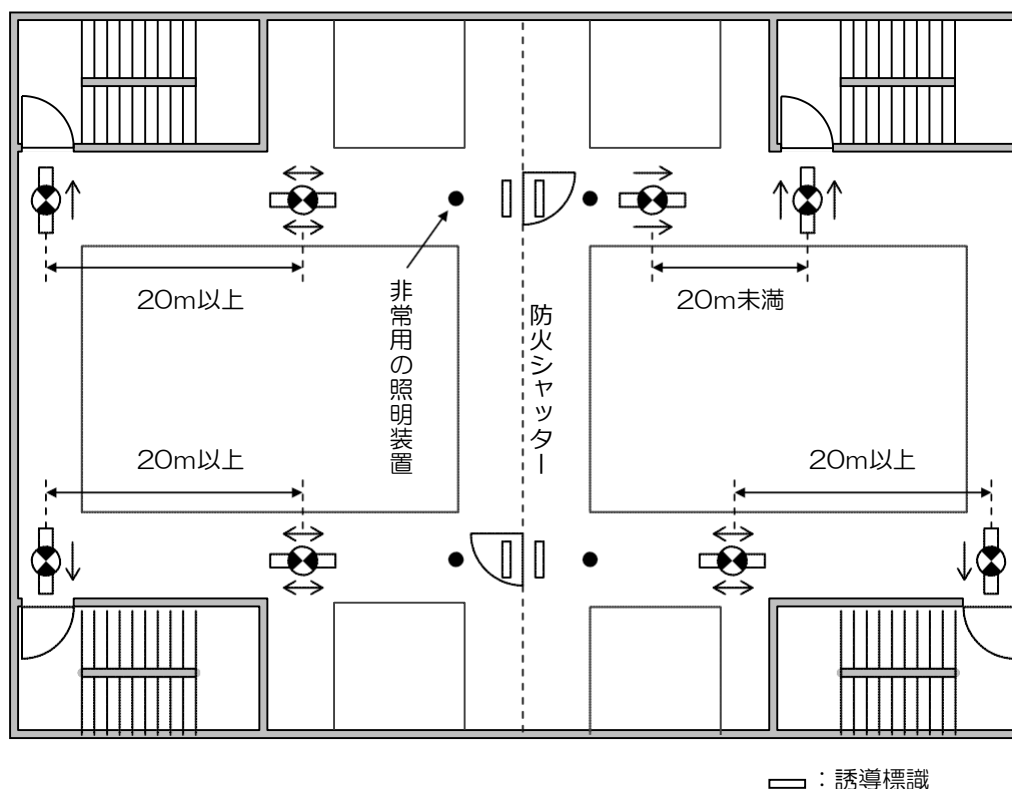
イ 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。

ウ 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を2以上設置する場合は、おおむね等間隔となるように設置すること。

エ 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは、一方向指示すること。

(第17-33図参照)

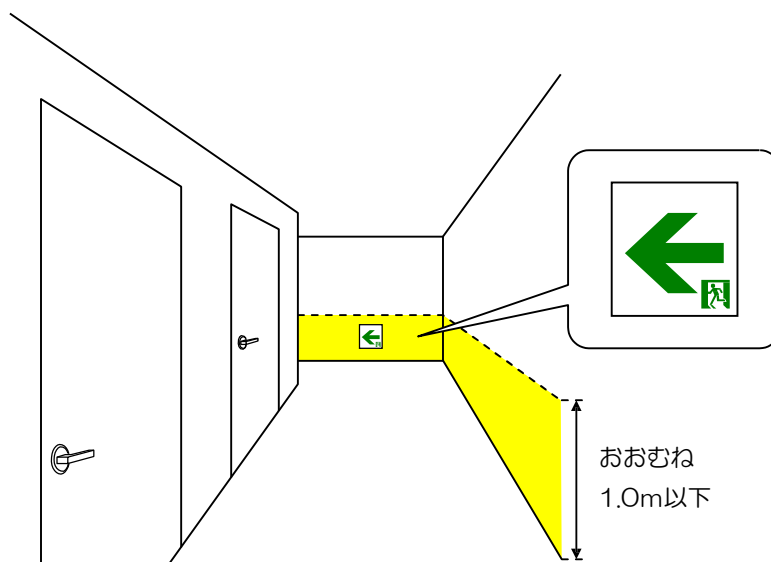
オ 居室内に防火戸(防火シャッターを含む。)がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。(第17-33図参照)



第17-33図

カ ランプの交換等により維持管理や目線を考慮して、床面から誘導灯下面までの高さが、2.5m以下となるように設置すること。

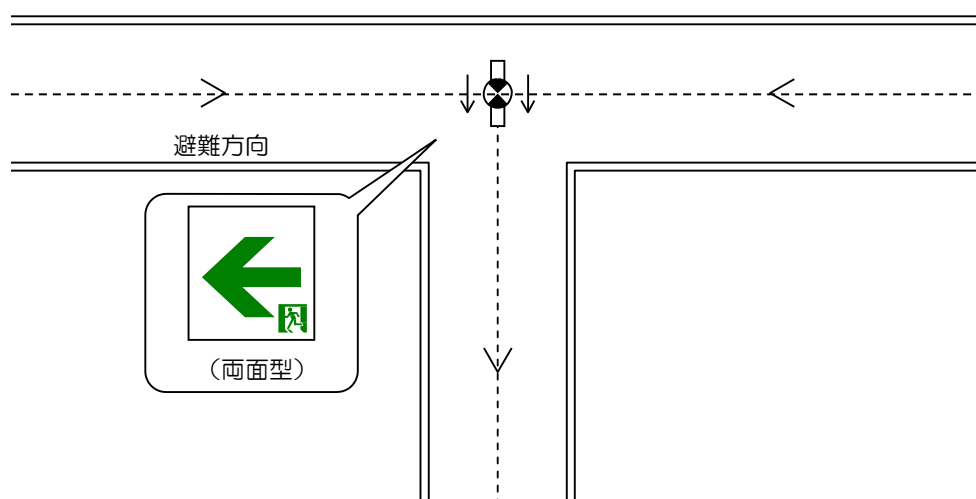
キ 省令第28条の3第4項第3号の2に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。
(第17-34図参照)



第17-34図

ク 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁より下方の箇所に設けること。

ケ 表示面は、多数の目にふれやすい位置に設置すること。(第17-35図参照)



第17-35図

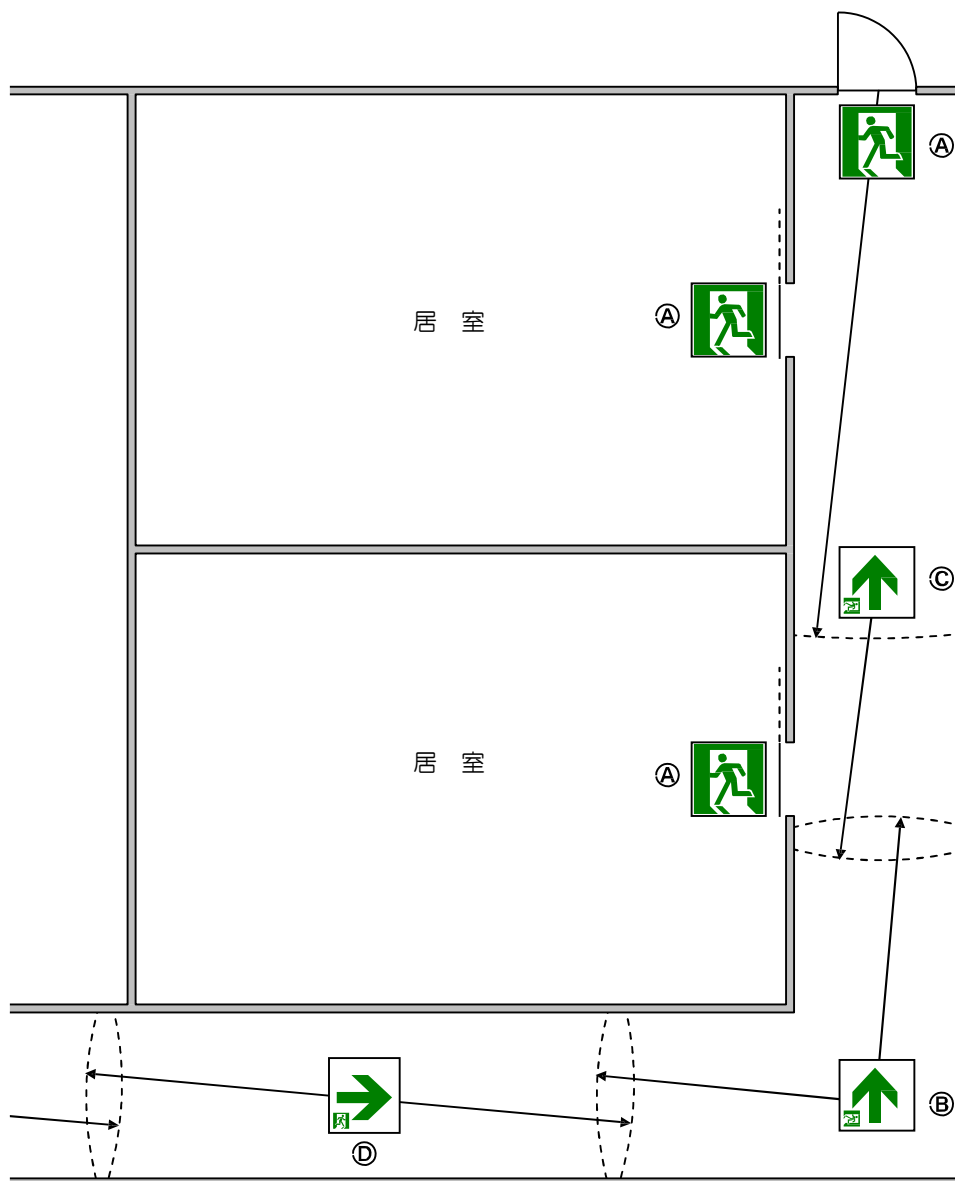
コ 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。

サ 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる個所には設置しないこと。

シ 床又は天井等に有効に設置すること。

7 避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

避難口誘導灯及び通路誘導灯を省令第28条の3第3項の規定に従って設置する場合の手順については、第17-36図の例によること。



- ① 省令第28条の3第3項第1号イから二までに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。Ⓐ
- ② 曲り角に通路誘導灯を設ける。Ⓑ
- ③ 主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口）に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける。Ⓒ
- ④ 廊下又は通路の各部分について、Ⓐ～Ⓒの誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。Ⓓ
- ⑤ 防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造、日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

第17-36図

8 階段通路誘導灯

政令第26条第2項第2号及び省令第28条の3第4項第4号の規定によるほか、次によること。
(非常用の照明装置が設けられている部分を除く。)

(1) 設置箇所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

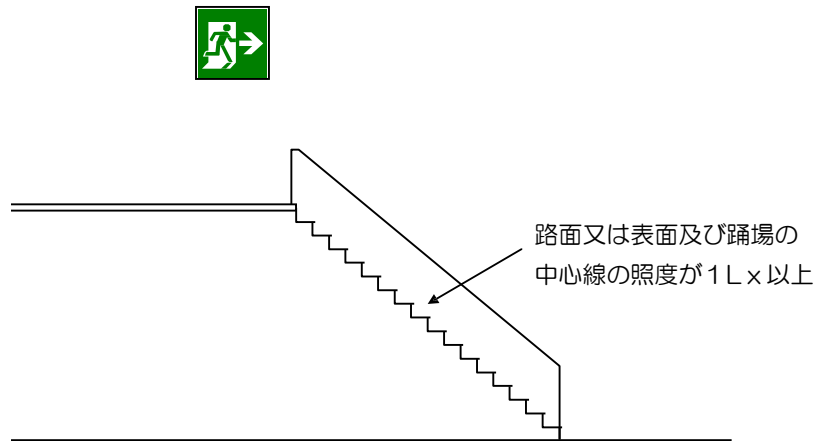
(2) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用し階段通路誘導灯の設置を要しない。◆

ア 屋外階段又は外光により避難上有効な照度が得られる常時外気に開放された階段

イ 政令別表第1(6)項二に掲げる防火対象物で日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる階段

ウ 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

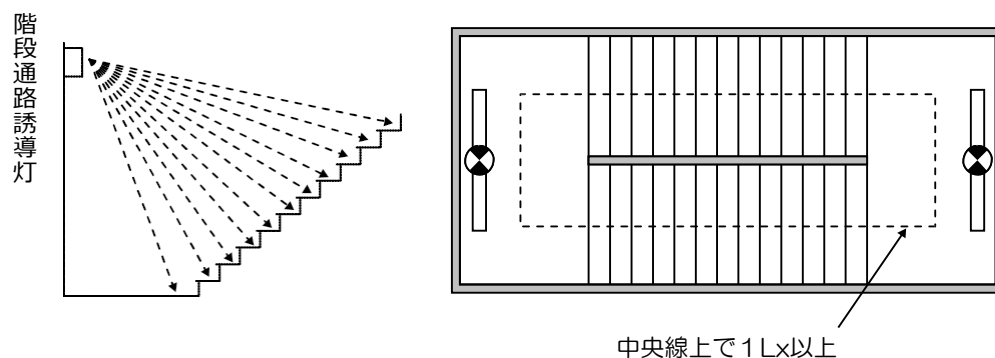
エ 階段付近に設けられた避難口誘導灯により、省令第28条の3第4項第4号に規定する照度が確保できる当該階段部分(第17-37図参照)



第17-37図

(3) 設置要領

ア 省令第28条の3第4項第4号に規定する「路面又は表面及び踊場の中心線の照度が1Lx(ルクス)以上」は、第17-38図の例によること。



第17-38図

イ 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。

9 客席誘導灯

政令第26条第2項第3号及び省令第28条の規定によるほか、次によること。

(1) 設置箇所

客席誘導灯は、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用し客席誘導灯の設置を要しない。◆

ア 外光により避難上有効な照度を得られる屋外観覧場等の客席部分

イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度を得られる客席部分

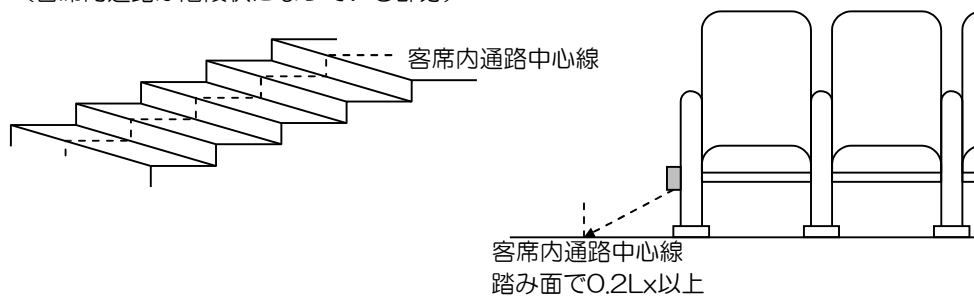
ウ 移動式の客席部分で、非常用の照明装置により避難上有効な照度を得られる部分

(注) 自動火災報知設備の火災信号により、点灯するものにあつては、13に準じて消灯することができる。

(3) 設置要領

ア 省令第28条に規定する「客席内の通路の床面における水平面」とは、第17-39図の例によること。

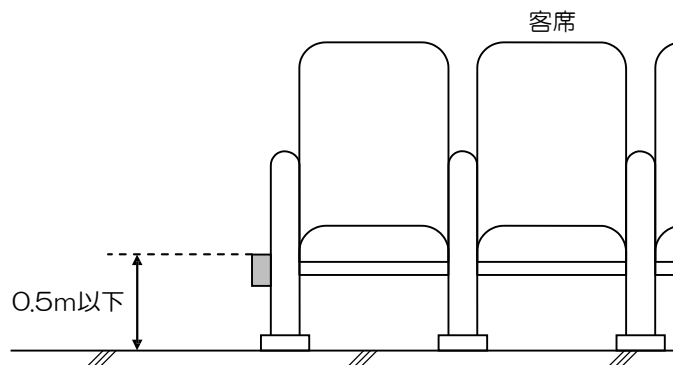
(客席内通路が階段状になっている部分)



第17-39図

イ 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。

ウ 原則として、床面から0.5m以下の高さに設けること。(第17-40図参照)



第17-40図

エ 客席誘導灯(電源配線も含む。)は、避難上障害とならないように設置すること。

10 特殊場所に対する基準の特例

冷凍庫又は冷蔵庫（以下この項において「冷凍庫等」という。）の用に供される部分に設置する誘導灯については、次の基準により政令第32条の規定を適用し、当該誘導灯の設置を緩和することができるものであること。

- (1) 次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫等の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。

- ア 冷蔵庫等内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下である場合
- イ 出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫等内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に附置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合
- ウ 通路部分の曲折点が1以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を附置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

- (2) 冷凍庫等内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

11 非常電源、配線等

非常電源及び配線は、省令第28条の3第4項第9号から第11号までの規定によるほか、次によること。

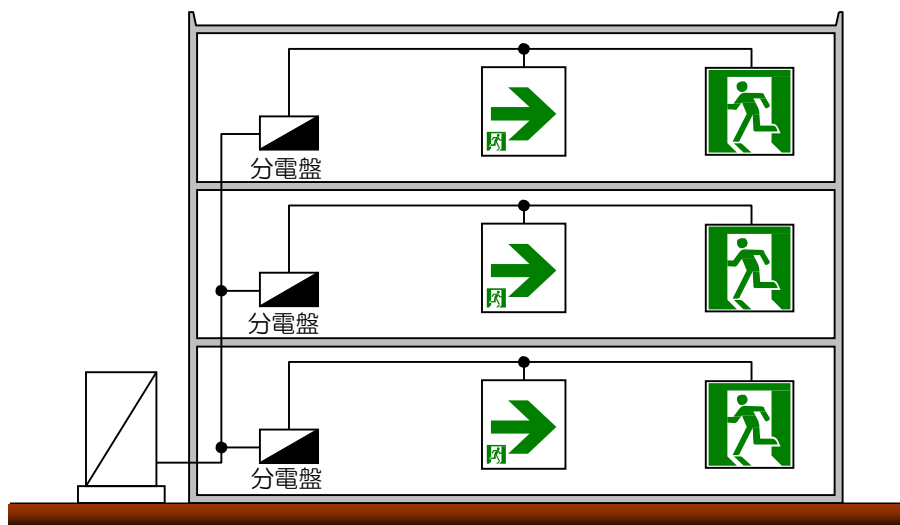
- (1) 非常電源等

非常電源（別置型のものに限る。）及び非常電源回路の配線は、第24 非常電源によること。

- (2) 常用電源回路の配線

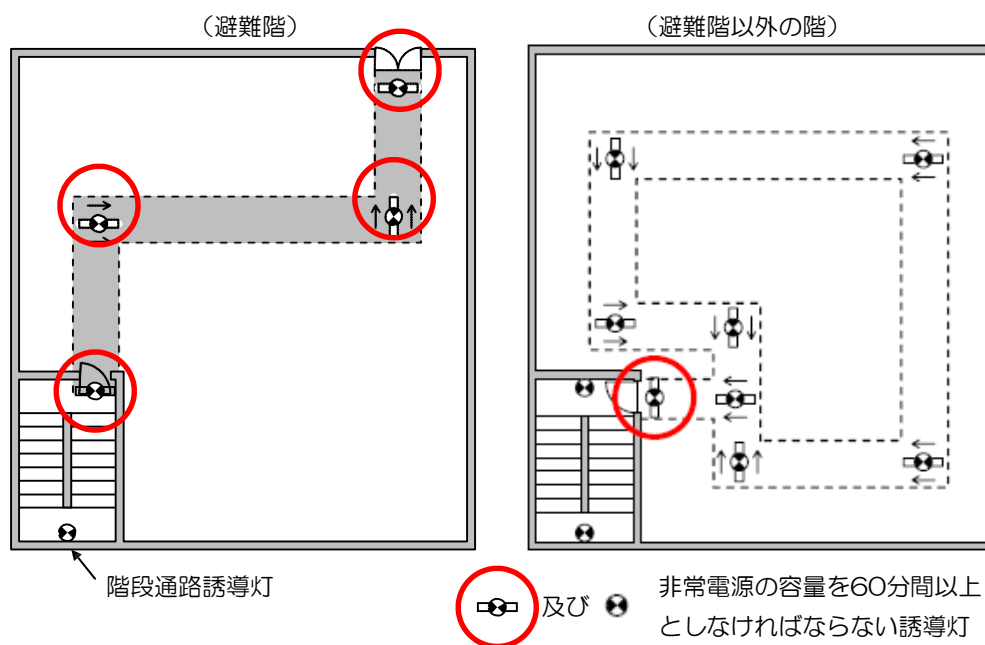
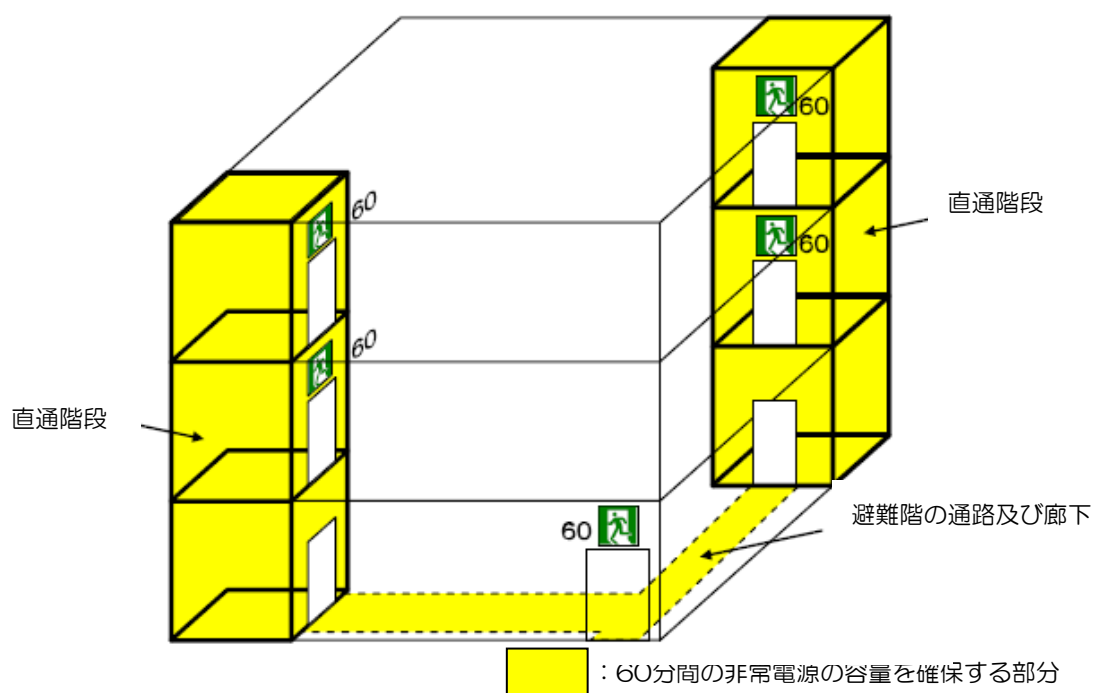
- ア 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とすること。
- イ 専用回路の開閉器の見やすい箇所に、誘導灯の電源である旨の赤色の表示を付しておくこと。
- ウ 一の専用回路は、2以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないこと。（第17-41図参照）

ただし、階段通路誘導灯にあっては、この限りでない。



第17-41図

- (3) 非常電源は、原則として蓄電池設備によるものとすること。ただし、非常電源の容量を60分以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができること。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番（蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備）については任意であるが、電源の切り換えが円滑に行われるように措置する必要があること。
- (4) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。
- (5) 非常電源の容量を60分以上としなければならない主要な避難経路は、具体的には第17-42図の例によること。



第17-42図

1 2 非常電源の容量を60分間とする防火対象物

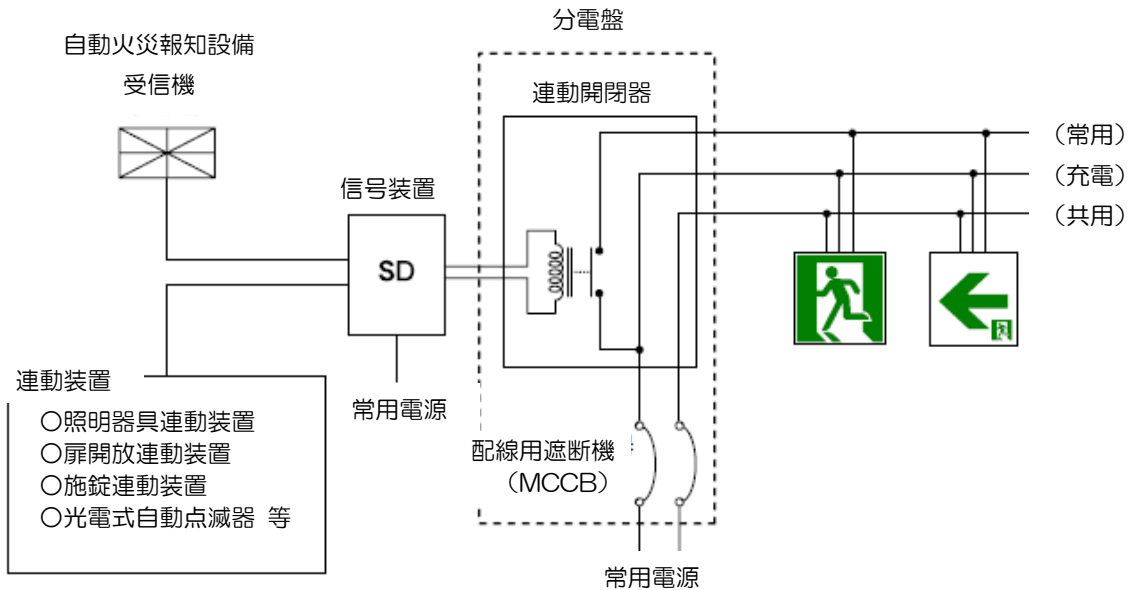
- (1) 消防法施行令別表（以下「令別表」という。）第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。
- ア 延べ面積 50,000㎡以上
 - イ 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積 30,000㎡以上
- (2) 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積 1,000㎡以上であること。
- (3) 令別表第1(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表第1(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものであること。

 未制定

13 誘導灯の消灯

省令第28条の3第4項第2号ただし書きに規定する誘導灯の消灯については、次によること。

(1) 主な構成（第17-43図参照）



第17-43図

(2) 誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分

誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分は、次に掲げる場所であること。

なお、自動火災報知設備から発せられた火災が発生した旨の信号と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときに限る。

- ア 当該防火対象物が無人である場合
- イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所
- ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所
- エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所

(3) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯

階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、前(2)ア及びイに掲げる場所にあつては、これらの例により消灯することとして差し支えない。

(4) 誘導灯の消灯対象

ア 防火対象物が無人である場合

省令第28条の3第4項第2号に規定する「防火対象物が無人である場合」とは、次によること。

(ア) 「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。

(イ) 「無人」でない状態では、消灯対象とはならないこと。

イ 外光により避難口又は避難の方向が選別できる場所

省令第28条の3第4項第2号イに規定する「外光により避難口又は避難の方向が選別できる場所」に設置する場合は、次によること。

(ア) 「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。

(イ) 消灯対象となるのは、「外光」により避難口等を識別できる間に限られること。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所省令第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合は、通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第17－3表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

第17－3表

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。 したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

省令第28条の3第4項第2号ハに規定する「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合は、次によること。

(ア) 「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。

(イ) 当該規定においては、政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

(5) 誘導灯の点灯及び消灯方法

ア 消灯方法

(ア) 消灯の方法は、次によること。

a 手動スイッチによる消灯

防火対象物の関係者が信号装置の手動スイッチの操作により、消灯する方法

b 施錠連動による消灯

防火対象物の最終退出扉に施錠状態を検出する施錠スイッチを設け、これと連動し消灯する方法

c 照明連動による消灯

有人の場合、必ず点灯される照明器具と連動し、照明を消灯した場合、これをリレー等で検出し、自動的に消灯する方法

d 外光連動による消灯

外光で充分明るさが確保できる場所の誘導灯を光電式自動点滅器と連動し、一時消灯する方法

- (イ) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。
- ただし、省令第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- (ウ) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (エ) 省令第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次に掲げる事項について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。
- 誘導灯が消灯されること
 - 火災の際には誘導灯が点灯すること
 - 避難経路

イ 点灯方法

- (ア) 省令第28条の3第4項第2号に規定する「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (イ) 省令第28条の3第4項第2号に規定する「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(4)の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、第17-4表のとおりであること。

第17-4表

消 灯 対 象	点 灯	
	自 動	手 動
防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

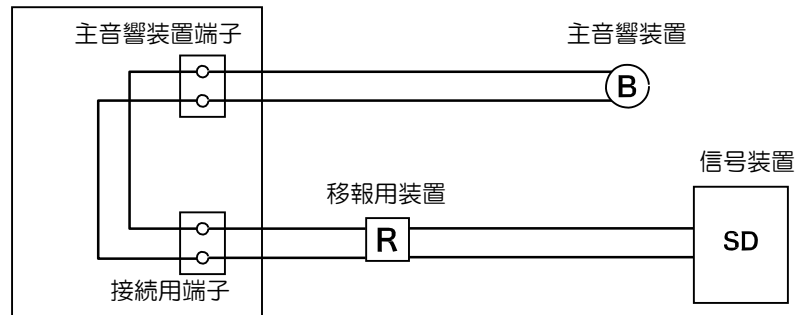
- (注) 1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。
- 2 自動を選択した場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(6) 信号装置

自動火災報知設備の作動と連動させる場合は、信号装置を用いること。

なお、受信機に移報用端子のないものにあつては、移報用装置及び信号装置を用いておこなうこと。

(第17-44図参照)



第17-44図

ア 信号装置は、原則として受信機と同一の室に設けること。

ただし、劇場、映画館等の利用形態により特に暗さが必要である場所について、当該場所に専用に設ける場合は、この限りでない。

イ 信号装置の設置個所直近に、次の事項を表示すること。

- (ア) 誘導灯信号装置である旨
- (イ) 消灯条件
- (ウ) 連動開閉器等の種別
- (エ) 操作責任者又は管理者

(7) 連動開閉器

信号装置からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器(以下この項において「連動開閉器」という。)は、次によること。

ア 連動開閉器

- (ア) 構造は、JIS等の規定に適合するものを使用すること。
- (イ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。
- (ウ) 接点容量は負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。
- (エ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。

イ 光電式自動点滅器(自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。)

- (ア) 構造は、JIS C 8369(光電式自動点滅器)に適合する分離式のものをを用いること。
- (イ) 光電式自動点滅器の設置位置は、直射日光を避け、外光のみによって作動する位置(窓際等一般照明の影響を受けない場所)に設けること。

ウ 施錠連動装置(出入口扉の施錠と連動して電機信号を出力するものをいう。)

- (ア) 施錠時に回路が閉(ON)となる接点を有するものを使用すること。
- (イ) 複数の施錠連動装置を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。

エ 照明器具連動装置(照明器具の点灯と連動して電機信号を出力するものをいう。)

- (ア) 照明器具連動装置は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。
- (イ) 照明器具点灯時に信号回路が開(OFF)となる回路構成となっているものであること。
- (ウ) 複数の照明器具連動装置を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。

(8) 配線

配線は、前11を準用するほか、次によること。

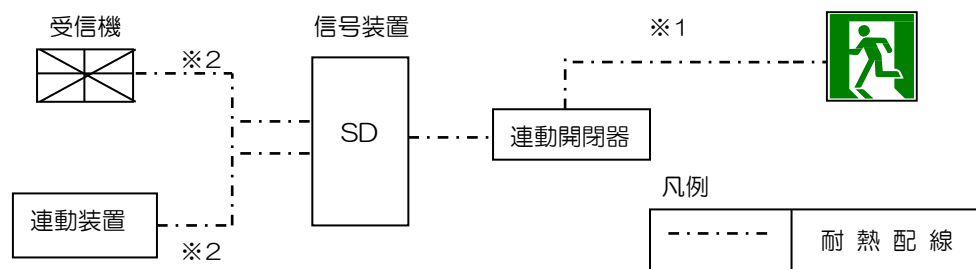
ア 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等（以下この項において「防災センター等」という。）に設けること。

ただし、省令第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

エ 操作回路及び信号回路（信号装置から誘導灯との回路）の配線は、第17-45図の例によること。



(注) ※1 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。

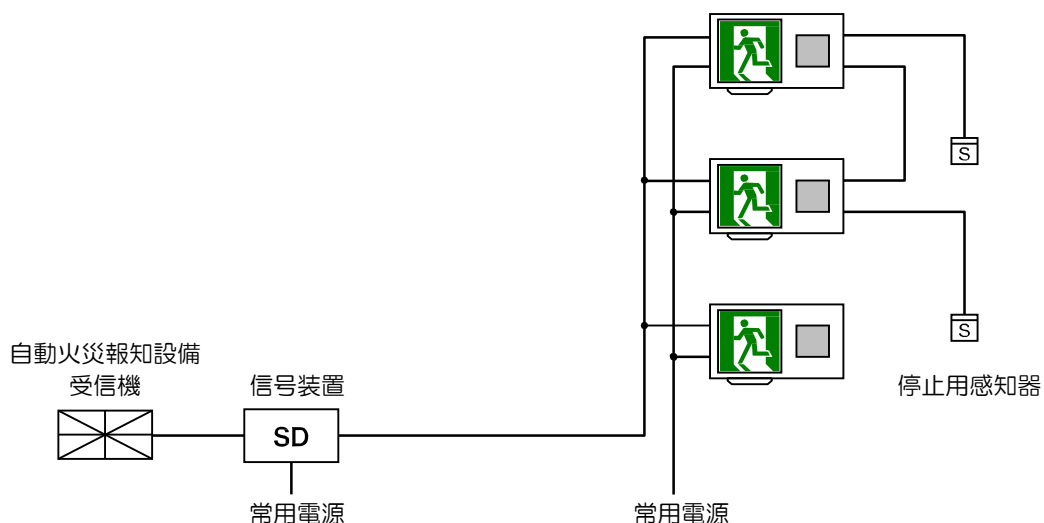
※2 防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

第17-45図

1.4 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯

点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯は、省令第28条の3第4項第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成（第17-46図参照）



第17-46図

(2) 用語の定義

ア 点滅形誘導灯とは、自動火災報知設備から発せられた火災が発生した旨の信号を受信したとき、常用電源又は非常電源によりキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置を誘導灯器具に内蔵するもの又は外付けするもの（誘導灯の近くに外付け形点滅装置を設置するものを含む。）をいう。

イ 誘導音装置付誘導灯とは、自動火災報知設備から発せられた火災が発生した旨の信号を受信し、避難口の所在を示すための警報音及び音声を繰り返し発生する装置を誘導灯の内部に有するもの又は外部に取り付けるもの（誘導灯の近くに取り付ける誘導音装置を含む。）をいう。

ウ 点滅形誘導音装置付誘導灯とは、点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯をいう。

(3) 設置箇所

点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下この項において「点滅形誘導灯等」という。）の次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。

なお、埼玉県福祉のまちづくり条例第2条に掲げる生活関連施設に該当する場合は、点滅形誘導灯等を設置することが望ましいため、点滅形誘導灯等の設置について担当部署（建築部局等）と協議すること。

ア 視力又は聴力の弱い者が出入する防火対象物で、これらの避難経路となる部分

イ 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の地階のうち、売場面積が1,000㎡以上の階で売場に面する主要な出入口

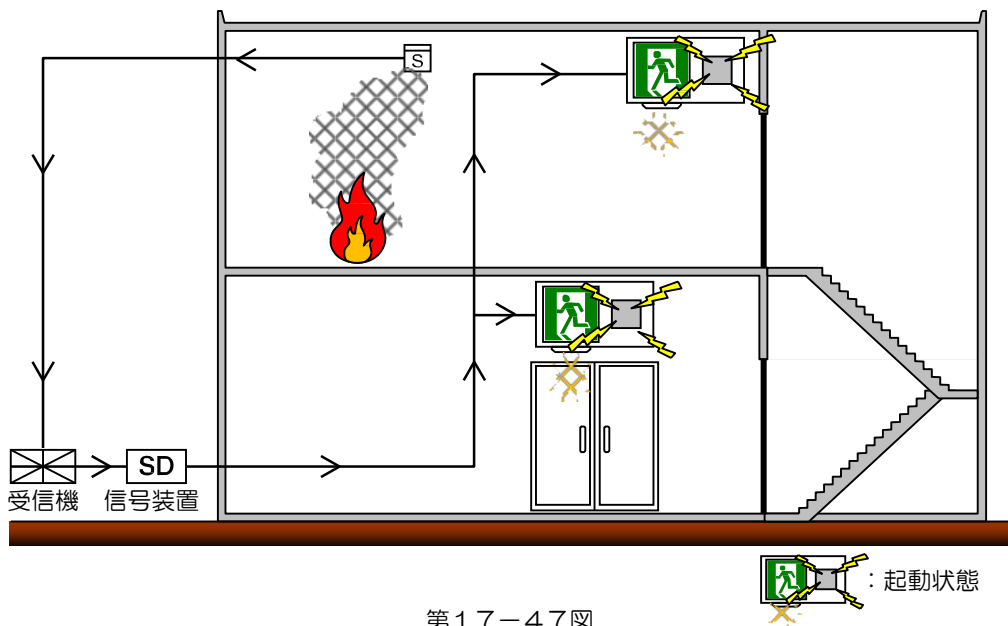
ウ 不特定多数の者が出入りする防火対象物で、誘導灯を容易に識別しにくい部分

(4) 起動方法

ア 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。（第17-47図参照）

イ 省令第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と同時に開始されるものであること。



(5) 停止方法

ア 熱又は煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、省令第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること。

ただし、次に掲げる出入口に点滅形誘導灯等を設置するものにあつては、この限りでない。

(ア) 屋外階段の出入口又は当該附室の出入口

(イ) 「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年11月消防庁告示第7号）に規定する屋内避難階段等の出入口又は当該附室の出入口

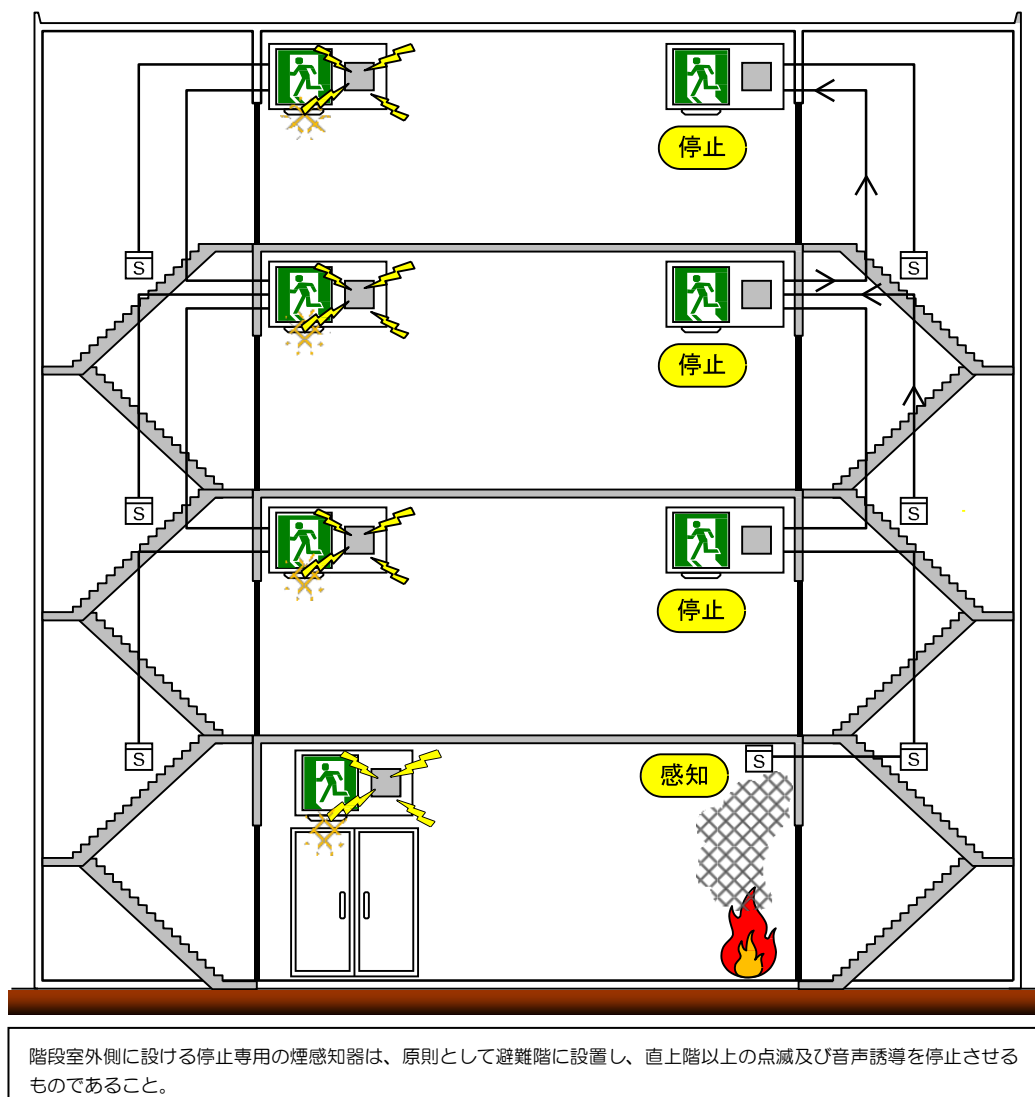
(ウ) 特別避難階段の出入口又は当該附室の出入口

イ 前アの場合において、当該階段室及び避難階の階段室外側に、煙感知器を省令第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあつては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあつては地階の点滅及び音声誘導を停止させるものであること。

(ア) 地上階にあつては、点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあつては、地下1階に点滅及び音声誘導の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること。

（第17-48 図参照）

なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。



第17-48図

(イ) 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、前(ア)にかかわらず当該煙感知器と連動させてもよいものであること。

(注) 自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅及び音声誘導を停止させる場合は、出火階の火災信号と、階段室に設けられた煙感知器の動作信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要があること。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。

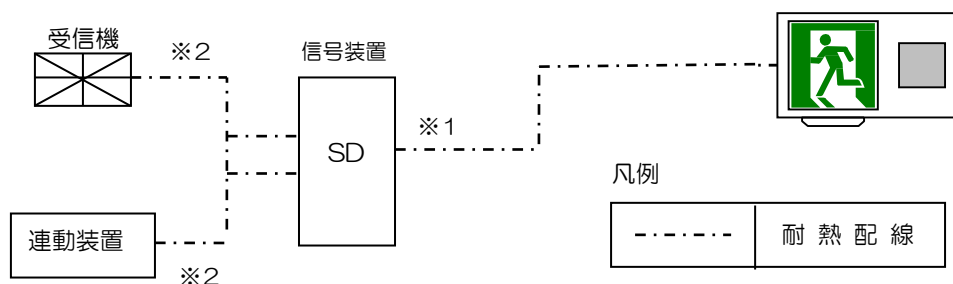
ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベル（当該誘導灯の中心から1 m離れた位置で70dB）を調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

(6) 信号装置

信号装置は、原則として受信機と同一の室に設けること。

(7) 配線

配線は、前11を準用するほか、操作回路及び信号回路（信号装置から誘導灯との回路）の配線は、第17－49図の例によること。



(注) ※1 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。

※2 防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

第17－49図

15 総合操作盤

省令第28条の3第4項第12号に規定する総合操作盤は、第25 総合操作盤によること。